

第3次札幌市犯罪のない 安全で安心なまちづくり等基本計画

札幌市



2020

はじめに

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備を進めるとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援が必要です。

そのため、平成22年（2010年）3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定し、市民の皆様や警察などの関係機関とともに安全に安心して暮らせるまちを実現するための取組を進めてまいりました。

その結果、平成22年（2010年）以降、刑法犯認知件数は減少を続けており、平成30年（2018年）には、平成以降の最大件数である平成13年（2001年）から約7割減少しました。これは、市民の皆様と計画に基づき進めてきた取組による一定の成果であると考えられます。

一方で、犯罪情勢や市民意識、社会情勢などから確認された現状における課題等も存在しており、今後、こうした課題の解決に向けた取組を進める必要があります。中でも、犯罪被害者等支援については、誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる精神的被害や経済的困窮に対する支援を行い、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出す必要があると考えております。

札幌市では、これらの課題を踏まえ、この度「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定しました。今後もこの計画に基づき、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の委員の皆様をはじめ、市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケートにご協力いただきました皆様、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せくださいました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年（2020年）5月



札幌市長 秋元克広

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪	1
3 基本的な考え方	2
(1) 安全で安心なまちづくり	2
(2) 犯罪被害者等支援	3
4 計画期間	4
5 計画の位置づけ	4
6 第3次計画とSDGsとの関係性	5
Column① 再犯防止の取組	6
第2章 現状とこれまでの振り返り	7
1 第2次計画の取組概要	7
2 札幌市の犯罪情勢	9
(1) 刑法犯認知件数	9
(2) 包括罪種別認知件数	10
(3) 子どもの犯罪被害状況	11
ア 子どもの刑法犯認知件数	11
イ 子どもに係る事案発生件数	11
(4) 女性の犯罪被害状況	12
(5) 高齢者の犯罪被害状況	12
(6) 特殊詐欺被害状況	13
3 市民・地域防犯活動団体のアンケート調査結果	14
(1) 市民アンケート調査結果	14
ア 札幌市が「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思うか	14
イ 犯罪に遭わないよう常に意識をもって暮らしている市民の割合	14
ウ 市民が被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪	15
エ 市民が犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所	16
オ 地域や身の回りで起きている犯罪の認知状況	17
カ 地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量	17
キ 簡単にできる防犯対策を日頃どの程度取り組んでいるか	18
ク 地域防犯活動に参加している市民の割合	18
ケ 地域防犯活動に参加するに当たっての条件	19
コ 札幌市に期待する施策	20

サ	防犯カメラの必要性	20
Column②	防犯カメラとプライバシー	21
(2)	地域防犯活動団体のアンケート調査結果	22
ア	活動開始時期	22
イ	活動人数	22
ウ	参加者の世代	23
エ	活動の内容	23
オ	地域防犯活動を進める上で、重要だと思うこと	24
カ	活動を効果的に継続するための参加者数	25
4	社会情勢	26
(1)	子どもの防犯対策の強化	26
(2)	特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進	27
(3)	犯罪被害者等支援施策の充実	28
(4)	外国人旅行者の増加	28
5	現状の評価と今後の方向性	29
	新型コロナウイルスの感染防止を踏まえた施策の推進について	30
(1)	基本方針1（自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に 対する関心を高める）	31
(2)	基本方針2（みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う まちをつくる）	32
(3)	基本方針3（犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を 高める）	34
Column③	子どもを見守る環境	35
第3章	計画の構成	37
1	計画体系	37
(1)	基本目標	38
(2)	基本方針	38
ア	安全で安心なまちづくり（基本方針1から3）	38
イ	犯罪被害者等への支援（基本方針4の新設）	40
(3)	基本施策	40
ア	安全・安心条例に規定される市の施策	40
イ	子ども、女性、高齢者の安全確保	41
ウ	その他	41
(4)	重点テーマ	42

2	基本施策ごとの主な取組	44
(1)	基本方針1 (自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める)	44
ア	基本施策1 (個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供)	44
イ	基本施策2 (子どもに関する防犯力の向上)	45
ウ	基本施策3 (女性の防犯力向上)	46
エ	基本施策4 (高齢者等の防犯力向上)	47
(2)	基本方針2 (みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる)	48
ア	基本施策1 (地域における防犯活動の促進)	48
イ	基本施策2 (協働による連携体制の充実)	49
ウ	基本施策3 (地域と一体となった子どもの見守り)	50
エ	基本施策4 (女性の犯罪被害防止の取組の推進)	51
オ	基本施策5 (高齢者等が安心して暮らせる取組の推進)	51
(3)	基本方針3 (犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める)	52
ア	基本施策1 (市民自らが行う環境整備の促進)	52
イ	基本施策2 (犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等)	52
ウ	基本施策3 (子ども等の安全に配慮した環境整備)	53
エ	基本施策4 (歓楽街等を対象とした環境改善)	54
オ	基本施策5 (暴力団等の排除)	54
(4)	基本方針4 (犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する)	55
ア	基本施策1 (犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発)	55
イ	基本施策2 (総合的対応窓口における対応)	55
ウ	基本施策3 (犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減)	55
エ	基本施策4 (犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援)	55
Column④	犯罪被害に遭うということ	56
第4章	計画の推進	57
1	計画の進捗管理	57
(1)	成果指標	57
(2)	重点取組・達成目標	58
(3)	検証・評価等	58

2 推進体制	59
参考資料	60
Ⅰ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿	
Ⅱ 第3次計画の策定経過	
Ⅲ 「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（素案）」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方	
Ⅳ 政令指定都市における刑法犯認知件数等	
Ⅴ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例	
Ⅵ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例	
Ⅶ 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例	

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年（2009年）4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。）」を施行しました。

安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成22年（2010年）3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第2次計画」といいます。）」をそれぞれ策定しました。

第2次計画の計画期間は、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間であることから、令和2年度（2020年度）以降も安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、現在の犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、今後実施していくことが必要となる取組について検討を行い、新たに「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第3次計画」といいます。）」を策定するものです。

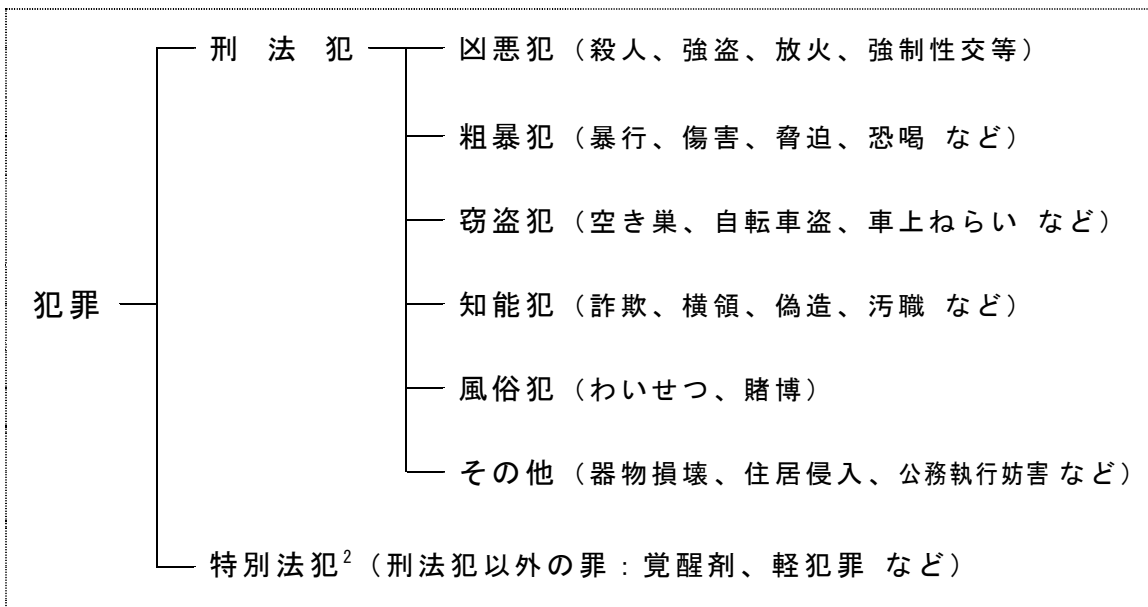
2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪

本計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪（声かけやつきまとい等の子どもに係る事案などを含む）、例えば自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯、公然わいせつなどの風俗犯を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていきます。

また、生活経済事犯である消費者問題、児童虐待、ドメスティック・バ

イオレンス¹（以下「DV」といいます。）などは、次に掲げる各分野の計画などに基づき対策が進められていますが、犯罪に至ることもあることから、第3次計画においてこれらの対策を関連する取組として位置づけます。

- （主な関連計画）
- ◆ 第3次札幌市消費者基本計画
 - ◆ 第2次札幌市児童相談体制強化プラン
 - ◆ 第4次男女共同参画さっぽろプラン など



3 基本的な考え方

(1) 安全で安心なまちづくり

犯罪を防止していくための手法には、様々な考え方がありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。

「犯罪を誘発する機会」とは、照明がなく暗い、周囲に人がおらず誰も見ていない、遮蔽物があり見通しが悪い、犯罪行為の対象となる人がその犯罪による被害に遭わないための知識がないなど、犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指します。刑法犯認知

¹ ドメスティック・バイオレンス：配偶者や親密な関係にある交際相手などからの暴力

² 特別法犯：「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪などの道路上の交通関係事犯について、広義には「特別法犯」に含まれるが、本計画の安全で安心なまちづくりにおいては、「特別法犯」から除かれる。

件数³の大部分を占める窃盗犯（P10）などは、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられます。

「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路・公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。

このように市民の日常の活動やまちづくりの中で「犯罪を誘発する機会」を減らしていけば、多くの犯罪は効果的に防止することができます。

そうしたことから、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。

(2) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があるということが基本理念として示されています。

さらに、同法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、国との役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するということが明らかにされています。

そのため、札幌市では、犯罪被害者等基本法の基本理念や地方公共団体の責務をはじめとする規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、安全・安心条例において犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定め、施策を進めることとしています。

また、犯罪被害者等基本法において、「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義され、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受

³ 認知件数：警察において発生を認知した事件の数

けた場所その他による限定は一切されていません。そのため、個別具体の施策の対象者については、その施策ごとに適切に設定していくものとなっています。

4 計画期間

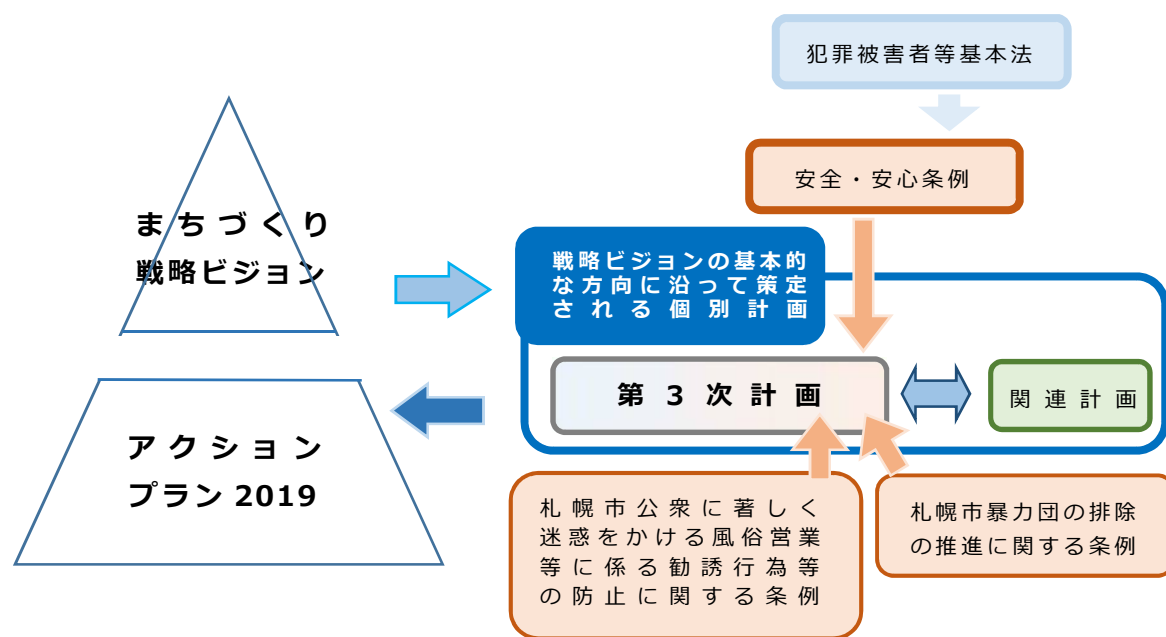
第3次計画の計画期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

5 計画の位置づけ

第3次計画は、札幌市のまちづくりの計画体系において、「札幌市まちづくり戦略ビジョン⁴（平成25年（2013年）10月策定。以下「戦略ビジョン」といいます。）」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置づけられます。

そのため、第3次計画は戦略ビジョンや他の分野の個別計画などと連携し、整合性を図っています。

なお、戦略ビジョンの「ビジョン編」第4章第4節「安全・安心」の基本目標14「安全な日常生活が送れるまちにします」においては、将来のまちの姿として「犯罪や消費生活に関する問題の発生を防止する取組など、市民の安全な暮らしを守る環境が整っています。」と想定しています。



⁴ 札幌市まちづくり戦略ビジョン：札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置づけられる「総合計画」



6 第3次計画とSDGsとの関係性

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは、経済、社会及び環境の持続可能な開発の三側面を統合する施策の推進により、それぞれの課題の同時解決を目指すものであり、札幌市でも平成30年（2018年）6月に「SDGs未来都市」に選定されたほか、各種計画への反映や実践等、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでおり、第3次計画においても下記のとおり、取り組んでいきます。



第3次計画において対象となるゴールとターゲット

 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>「5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>「16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」</p> <p>「16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」</p> <p>「16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全て人々に司法への平等なアクセスを提供する」</p>

Column① 再犯防止の取組

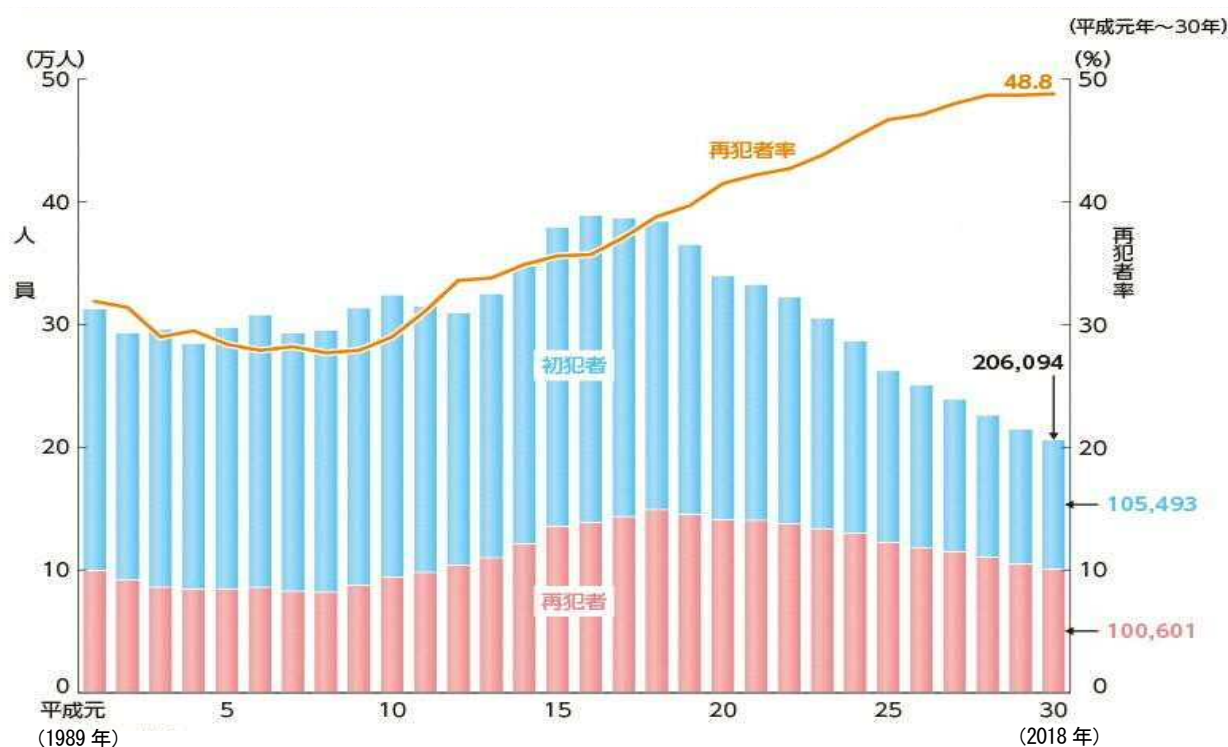
全国的に刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年（2006年）をピークに、その後は漸減傾向にあります。再犯者の比率は上昇傾向にあり、平成30年（2018年）には現在と同様の統計を取りはじめた昭和47年（1972年）以降で最も高い48.8%となっています。

このような中、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」が平成28年（2016年）12月に制定されました。

同法第8条第1項の規定では、都道府県及び市町村は、政府が定める再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

再犯防止の取組については、安全に安心して暮らせるまちの実現のために必要不可欠なものですが、第3次計画は犯罪を誘発する機会を減らすための取組を総合的かつ計画的に推進するための計画であることから、別の枠組みで検討していく必要があると考えています。

【 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の推移 】



注 1 警察庁の統計

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率

第2章 現状とこれまでの振り返り

第2次計画に基づく取組の概要や犯罪情勢、市民意識などを踏まえて現状の評価を行い、そこで確認された課題等に対応するための今後の方向性について整理します。

1 第2次計画の取組概要

第2次計画は、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」を基本目標とし、それを実現するために行っていく取組の大きな方向性として「基本方針」を、「基本方針」の下位にこれを具体化するものとして「基本施策（このうち特に重点的に取り組むべきものを「重点施策」として位置づけ）」を設定し、各種取組を行いました。

第2次計画に基づき行った主な取組は、「基本方針」ごとに次のとおりとなっています。

<基本方針1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

重点施策（防犯意識を高める広報啓発）

○防犯に関する市民の意識向上を図る出前講座⁵を実施

【達成目標】

出前講座の開催件数

31回（平成25年度（2013年度））⇒60回（平成27年度（2015年度））から平成30年度（2018年度）までの毎年度）

【実績】

防犯関連出前講座（テーマ）	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
犯罪被害に遭わないために	11回	4回	3回	—
子どもの防犯教室	27回	37回	40回	30回
振り込め詐欺被害に遭わないために	40回	30回	26回	24回
女性の犯罪被害防止について	—	2回	3回	1回
防犯カメラを生かしたまちづくり	—	—	—	3回
合計	78回	73回	72回	58回

○市民の防犯意識を高めるためのパネル展を地下歩行空間や各区役所で実施

○JR札幌駅や地下鉄駅などで各種街頭啓発活動を実施

その他の基本施策

○札幌市の犯罪情勢等をホームページや広報紙等で情報提供

○子どもの防犯ハンドブックを作成し、市内全小学校の新入学児童に配布

○女性の防犯ハンドブックを作成し、市立高校や地下鉄駅などで配布

⁵ 出前講座：市民への情報提供と対話の一環として、市職員が要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業についてわかりやすく説明する取組

<基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

重点施策（地域における防犯活動の促進）

○地域安全サポーターズ⁶により、事業者の地域防犯活動を促進

【達成目標】

地域安全サポーターズ登録件数

283件（平成26年度（2014年度））⇒700件（平成30年度（2018年度））

【実績】

1,823件（平成30年度（2018年度））

○地域防犯活動団体に対する研修の実施や防犯資材の提供などの各種支援を地域の実情に応じて実施

○地域防犯活動に取り組む市民などを表彰する制度を創設

その他の基本施策

○市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるための協議会を開催

○通学路での子どもの安全確保のため、スクールガード⁷を配置

○犯罪被害者等に対する市民の理解を深めるため、ホームページで情報提供等

<基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

重点施策（子ども等の安全に配慮した環境整備）

○「子ども110番の家⁸」に取り組む地域を支援するための制度を創設

【達成目標】

「札幌市子ども110番の家」登録軒数

制度創設（平成27年度（2015年度））⇒20,000軒（平成30年度（2018年度））

【実績】

9,827軒（平成30年度（2018年度））

○町内会が公共空間に設置する防犯カメラの補助制度を創設

○周囲の見通しや不審者の侵入対策に配慮した学校施設等を整備

その他の基本施策

○街路灯の更新（平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）の合計15,821灯）

○犯罪の防止に配慮した指針等による公園の造成・再整備工事

○安全・安心なススキノを啓発するためのバナー（旗）やプランター（草花の鉢）を設置

⁶ 地域安全サポーターズ：社会貢献活動の一環として、市内でパトロールなどの地域防犯活動を行う事業者の登録制度（平成23年（2011年）創設）

⁷ スクールガード：市内の小学校、幼稚園、特別支援学校を対象に、児童の登下校時などに見守り活動を行っていただくボランティア

⁸ 子ども110番の家：子どもが「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害に遭った、又は遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動

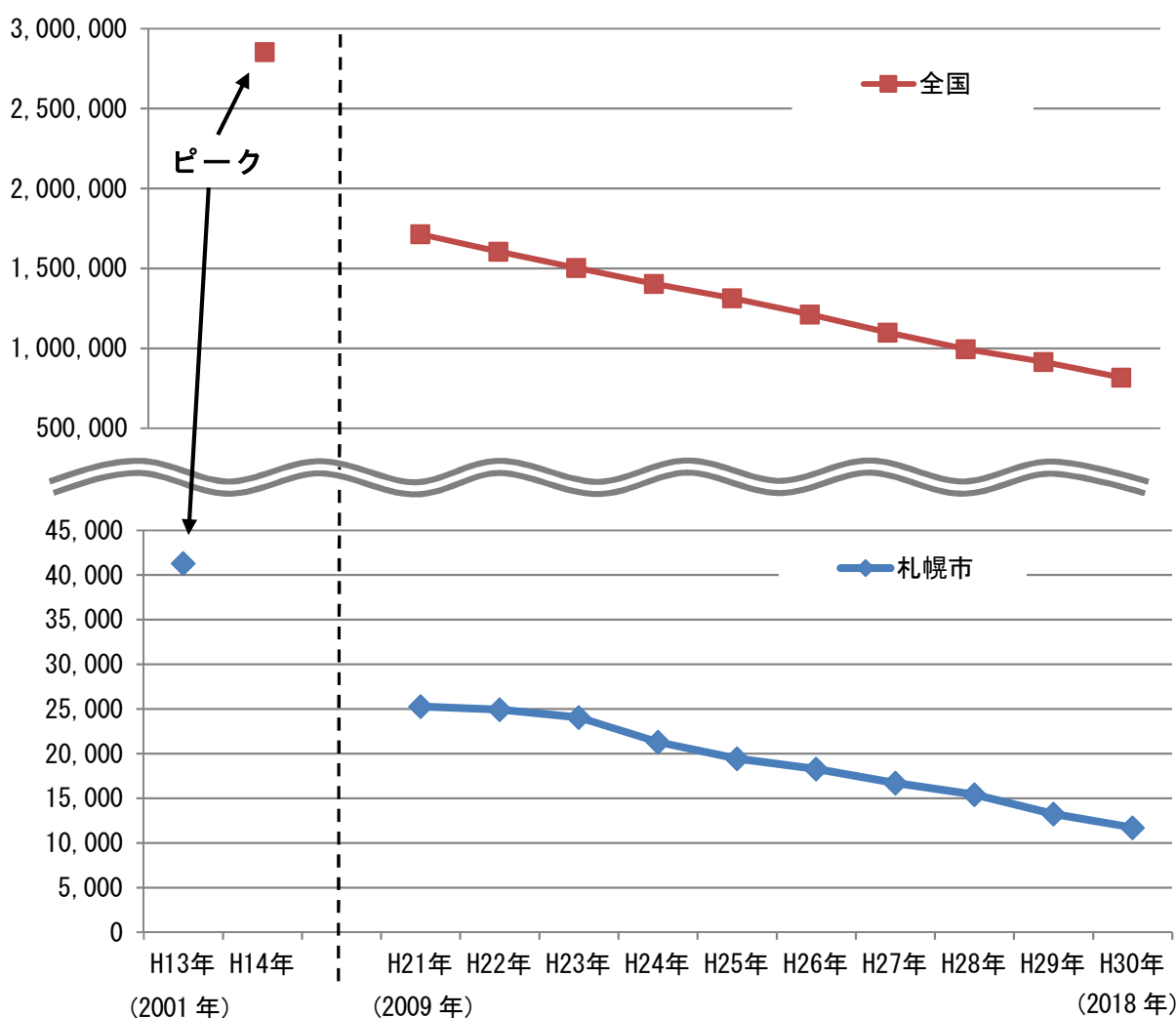
2 札幌市の犯罪情勢

(1) 刑法犯認知件数

- ・札幌市は平成13年（2001年）をピークに、その後17年連続で減少しています。
- ・平成30年（2018年）は11,718件で、平成13年（2001年）の41,290件から約7割減少しています。

※犯罪情勢は原則として、安全・安心条例の施行年である平成21年（2009年）から比較

（単位：件）



	H13年	H14年		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
全国	2,735,612	2,853,739		1,713,832	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338
札幌市	41,290	40,472		25,275	24,943	24,043	21,283	19,423	18,295	16,702	15,422	13,237	11,718

（提供元：北海道警察）

(2) 包括罪種⁹別認知件数

・平成30年(2018年)は、窃盗犯が全刑法犯の65.6%を占めています。
 ・平成21年(2009年)と平成30年(2018年)を比較すると、粗暴犯と風俗犯が増加しています。
 ※政令指定都市順位は、平成30年(2018年)人口千人当たり認知件数の札幌市の降順の順位

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	政令指定都市順位
凶悪犯	129	135	102	114	109	88	69	77	68	69	14位
割合	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	
粗暴犯	877	802	815	928	1,005	1,014	925	1,079	1,278	1,248	6位
割合	3.5%	3.2%	3.4%	4.4%	5.2%	5.5%	5.5%	7.0%	9.7%	10.7%	
窃盗犯	19,303	18,808	17,604	14,929	12,932	12,427	11,351	10,451	8,628	7,686	15位
割合	76.4%	75.4%	73.2%	70.1%	66.6%	67.9%	68.0%	67.8%	65.2%	65.6%	
知能犯	607	555	532	419	577	506	514	414	441	375	20位
割合	2.4%	2.2%	2.2%	2.0%	3.0%	2.8%	3.1%	2.7%	3.3%	3.2%	
風俗犯	306	324	354	369	529	503	564	453	479	391	1位
割合	1.2%	1.3%	1.5%	1.7%	2.7%	2.7%	3.4%	2.9%	3.6%	3.3%	
その他	4,053	4,319	4,636	4,524	4,271	3,757	3,279	2,948	2,343	1,949	10位
割合	16.0%	17.3%	19.3%	21.3%	22.0%	20.5%	19.6%	19.1%	17.7%	16.6%	
合計	25,275	24,943	24,043	21,283	19,423	18,295	16,702	15,422	13,237	11,718	13位
割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

【窃盗犯の主な内訳】
 ・窃盗犯の主なものは、総じて減少していますが、平成30年(2018年)は、合計3,654件、一日平均約10件発生しています。

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
自転車盗	6,603	6,913	6,033	4,739	4,471	4,256	3,961	3,095	2,693	2,406
車上ねらい	2,882	2,788	3,115	2,144	1,023	1,113	551	1,002	729	601
侵入盗	1,919	1,799	1,643	1,306	1,394	1,225	1,708	1,348	884	647

【粗暴犯・風俗犯の主な内訳】
 ・粗暴犯のうち、暴行が増加傾向です。
 ・風俗犯は、公然わいせつ・頒布等¹⁰が増加傾向であり、ここ数年は300件から400件程度の水準で推移しています。

		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
粗暴犯	暴行	405	345	388	448	542	571	510	605	808	842
	傷害・傷害致死	370	376	358	399	395	360	353	392	400	338
風俗犯	公然わいせつ・頒布等	172	203	232	248	387	384	414	354	392	317
	強制わいせつ	130	115	113	116	142	115	150	99	87	74

(提供元：北海道警察)

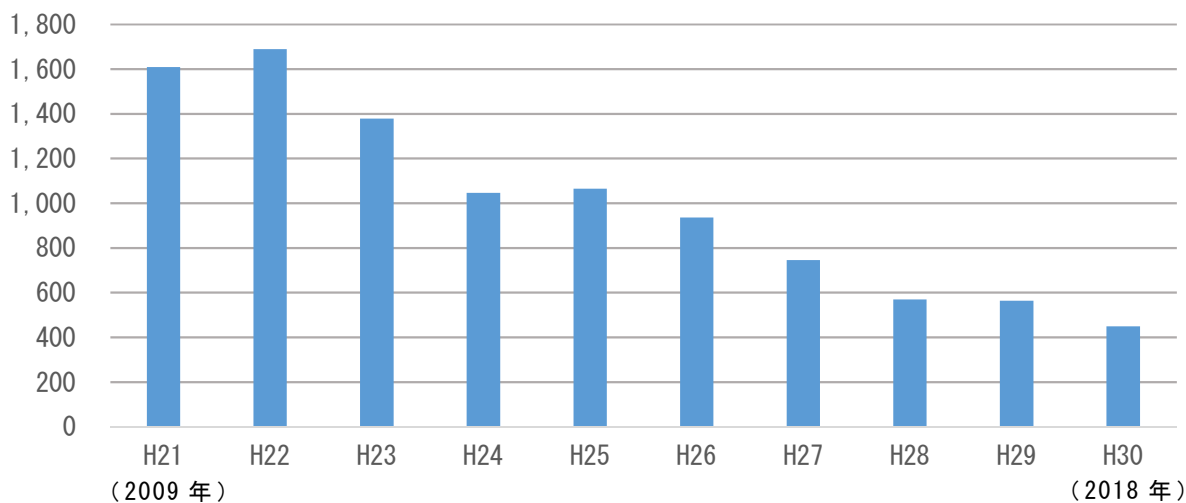
⁹ 包括罪種：刑法犯を罪種の類似性などから、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の6種類に分類したもの

¹⁰ 頒布等：わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列する行為

(3) 子どもの犯罪被害状況

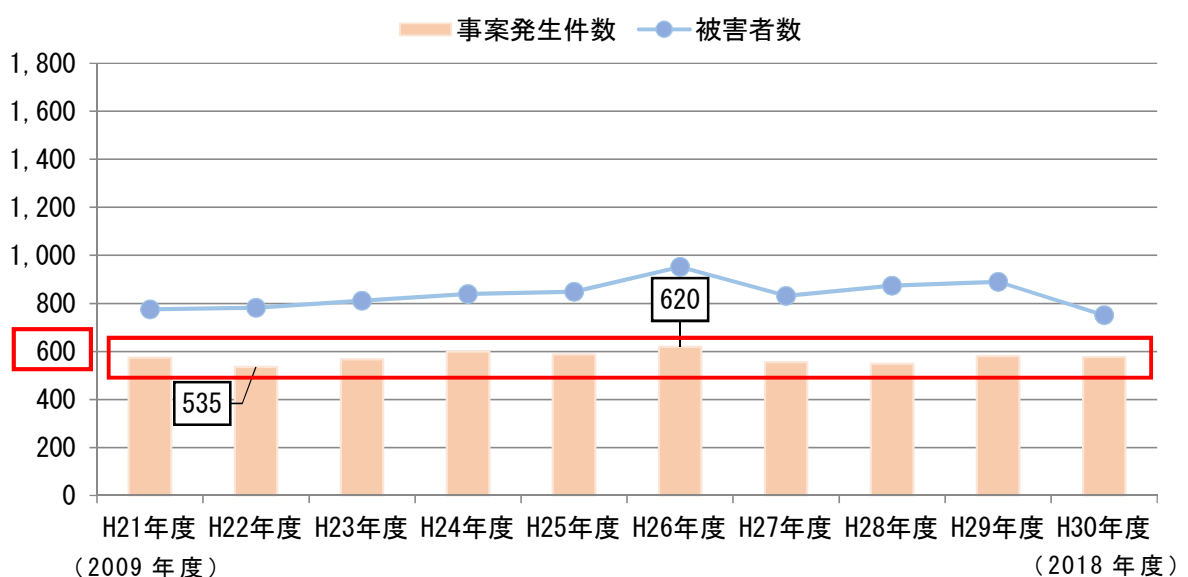
- ・子どもの被害件数（刑法犯認知件数）は減少傾向です。（ア）
- ・平成21年度（2009年度）以降、子どもに係る事案発生件数¹¹は600件前後で推移しています。（イ）
- ・平成21年度（2009年度）以降、子どもに係る事案の被害者数は横ばいになっています。（イ）

ア 子どもの刑法犯認知件数



（提供元：北海道警察）

イ 子どもに係る事案発生件数

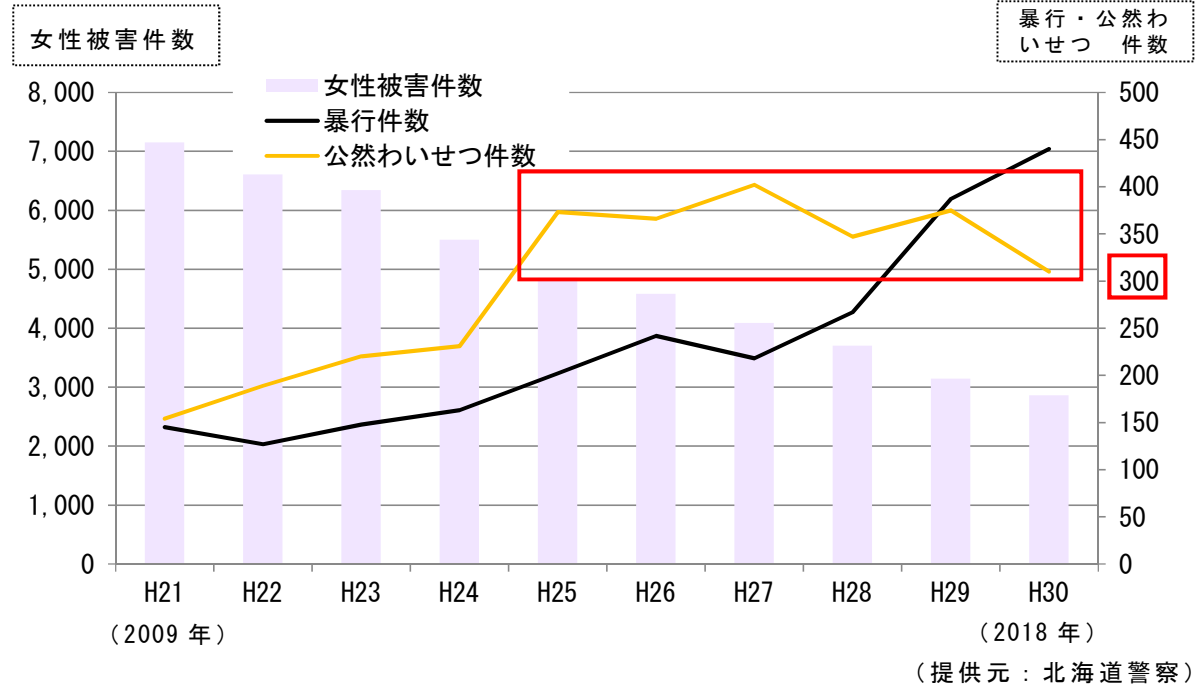


（提供元：札幌市子ども未来局）

¹¹ 子どもに係る事案発生件数：市内の小中学校で把握した、子どもを狙った不審者等に係る事案（声かけ・つきまとい等）の件数

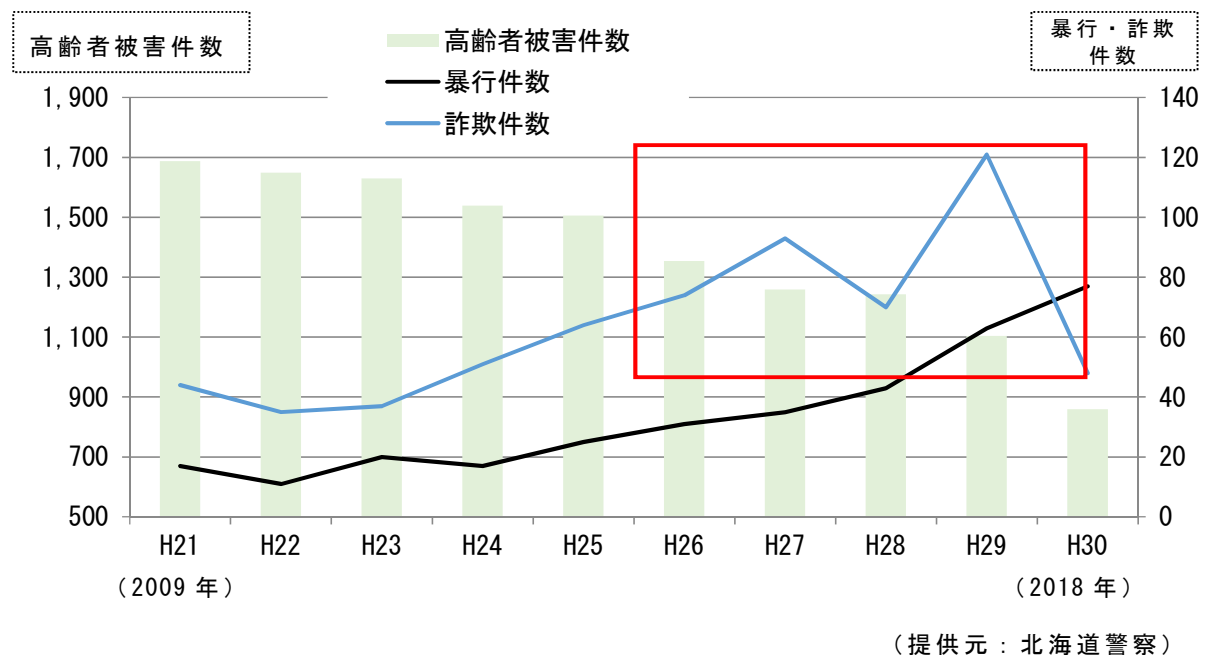
(4) 女性の犯罪被害状況

- ・女性の被害件数（刑法犯認知件数）は減少傾向です。
- ・暴行が増加傾向のほか、公然わいせつが平成25年（2013年）以降、300件以上で推移しています。



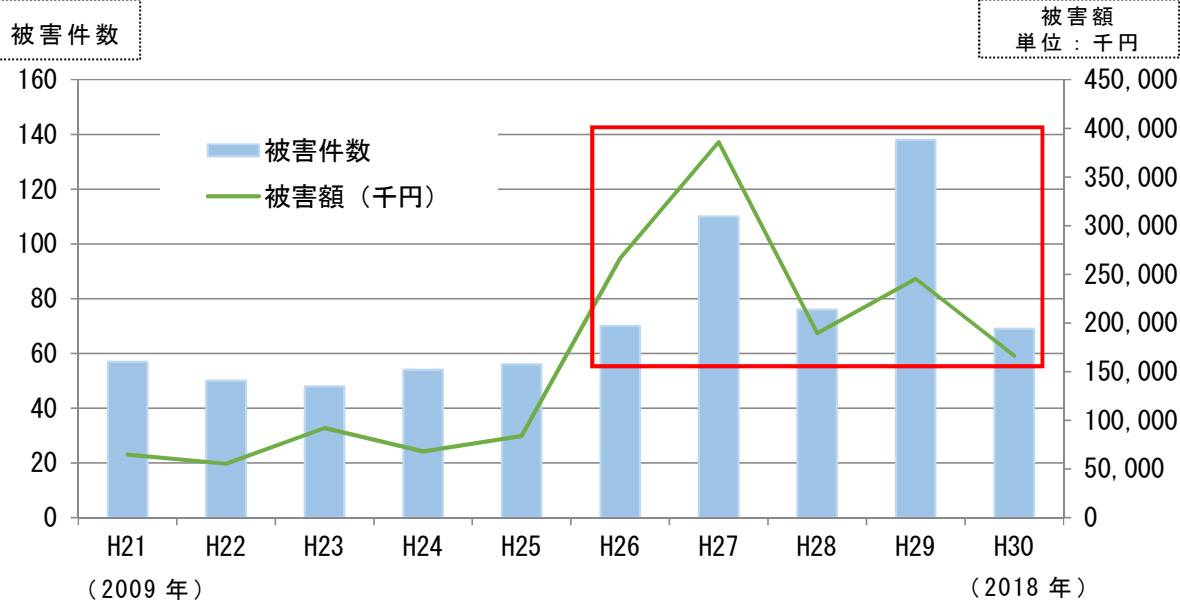
(5) 高齢者の犯罪被害状況

- ・高齢者の被害件数（刑法犯認知件数）は減少傾向です。
- ・暴行が増加傾向のほか、詐欺件数もここ5年間は高水準で推移しています。



(6) 特殊詐欺¹²被害状況

・平成26年（2014年）以降、被害件数（刑法犯認知件数）は年間60件、被害額も1億5,000万円を超え、高水準で推移しています。



(提供元：北海道警察)

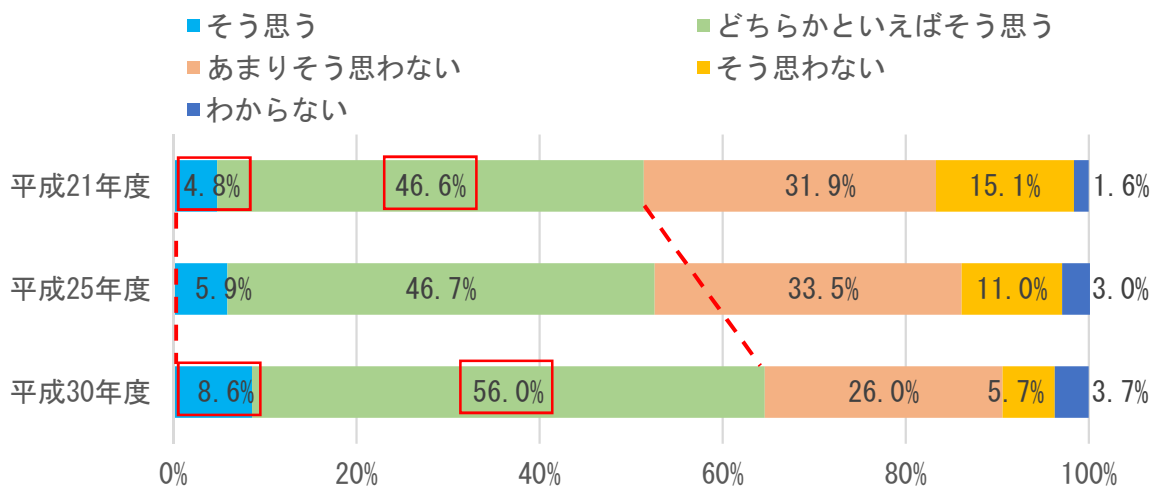
¹² 特殊詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称

3 市民・地域防犯活動団体のアンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果

ア 札幌市が「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思うか

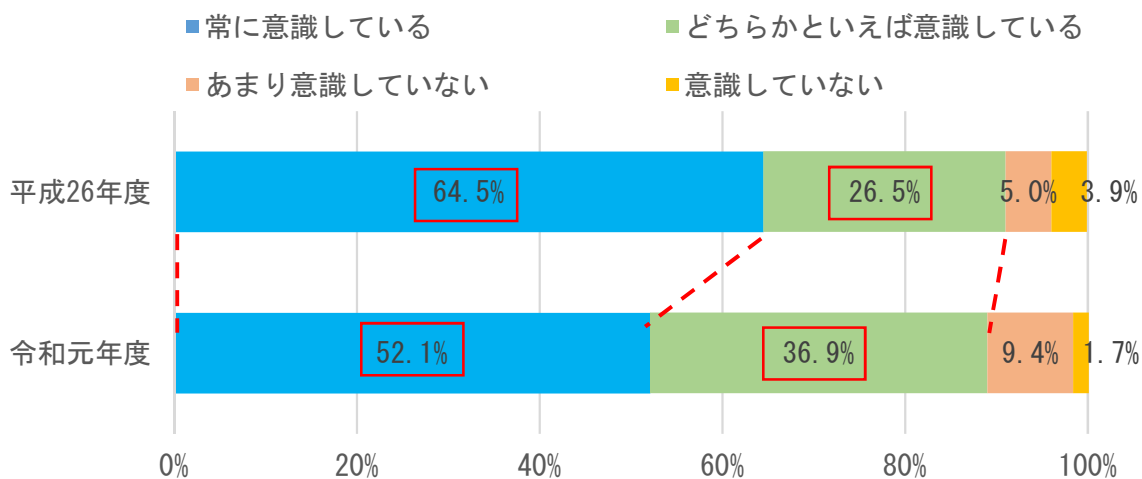
⇒ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と感じる市民の割合は増加傾向にあり、平成30年度（2018年度）は、平成21年度（2009年度）と比較して13.2ポイント増加しています。



平成21年度（2009年度）：N=563 平成25年度（2013年度）：N=544 平成30年度（2018年度）：N=350

イ 犯罪に遭わないよう常に意識をもって暮らしている市民の割合

⇒ 令和元年度（2019年度）の「常に意識している」市民の割合は、平成26年度（2014年度）と比較して12.4ポイント減少しており、「どちらかといえば意識している」を加えても、平成26年度（2014年度）と比較して2.0ポイント減少しています。

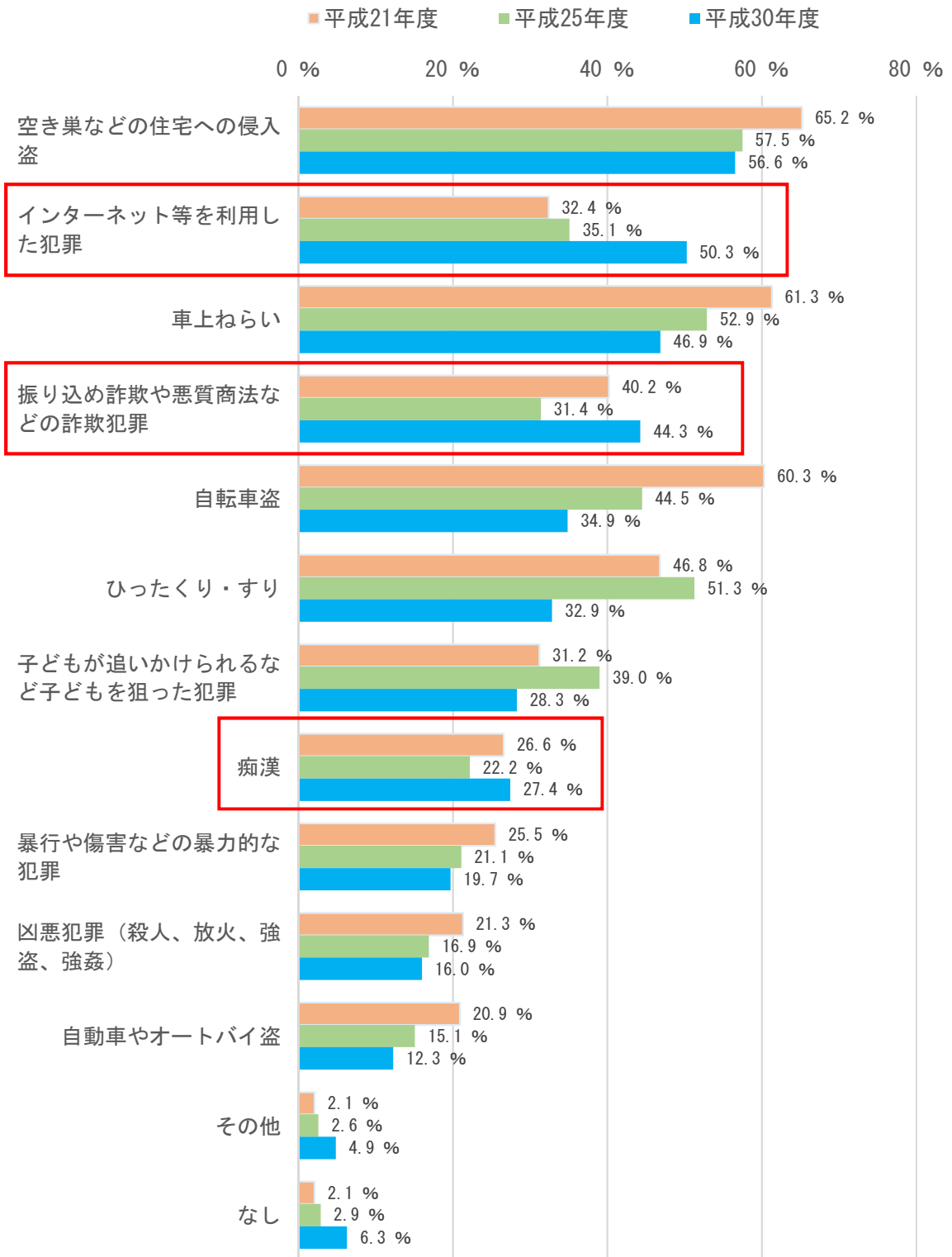


平成26年度（2014年度）：N=4,775 令和元年度（2019年度）：N=480

ウ 市民が被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪

⇒ 「インターネット等を利用した犯罪」が大きく増加しているほか、「振り込め詐欺等」や「痴漢」が増加しています。

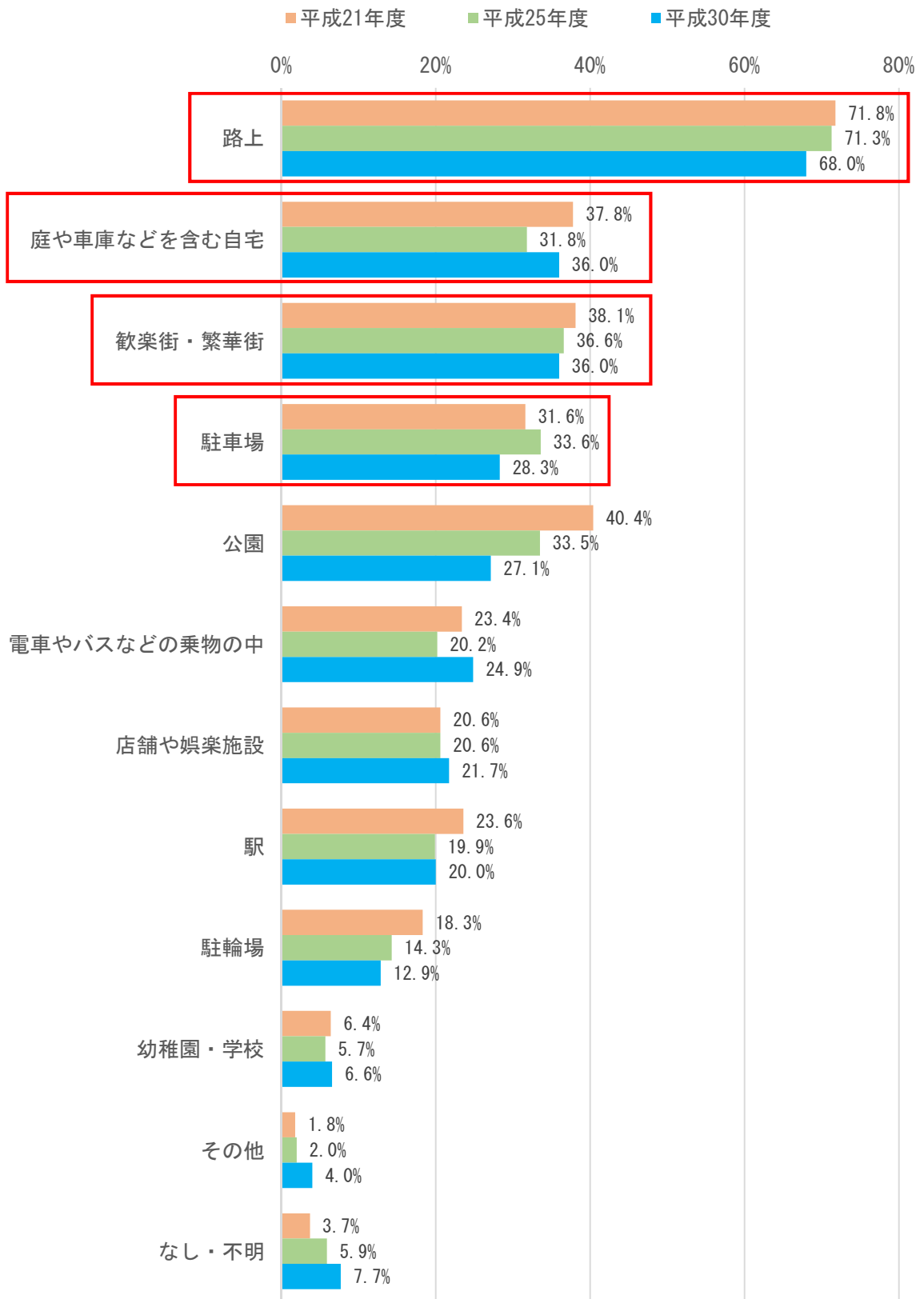
⇒ これら以外の犯罪は減少傾向となっています。



平成 21 年度（2009 年度）：N=563 平成 25 年度（2013 年度）：N=544 平成 30 年度（2018 年度）：N=350

エ 市民が犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所

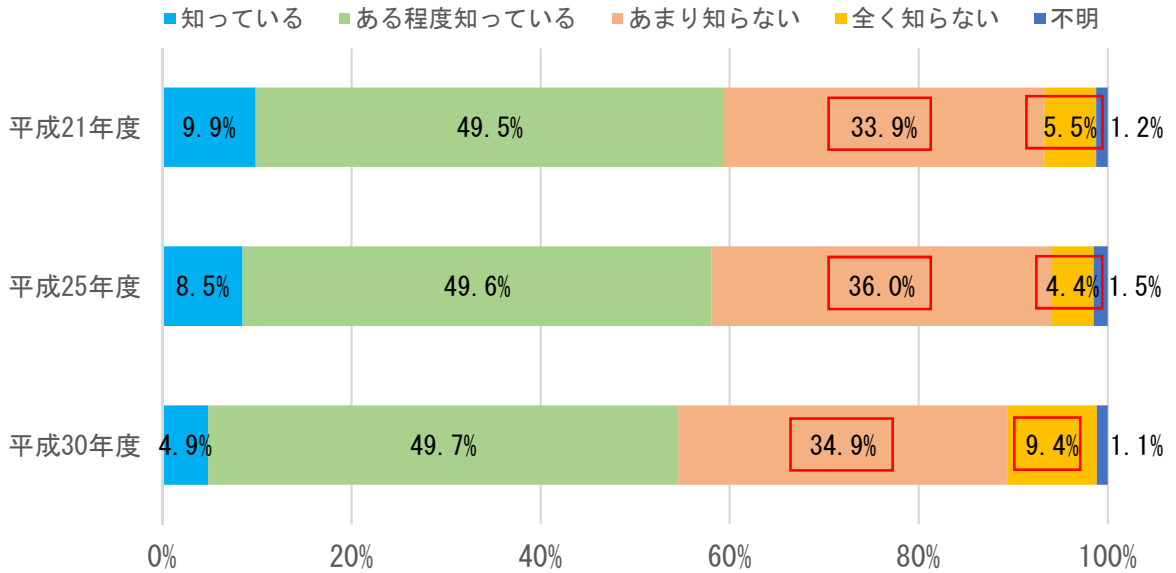
⇒ 「路上」、「庭や車庫などを含む自宅」、「歓楽街・繁華街」、「駐車場」が上位にあり、傾向は変化していません。



平成 21 年度 (2009 年度) : N=563 平成 25 年度 (2013 年度) : N=544 平成 30 年度 (2018 年度) : N=350

オ 地域や身の回りで起きている犯罪の認知状況

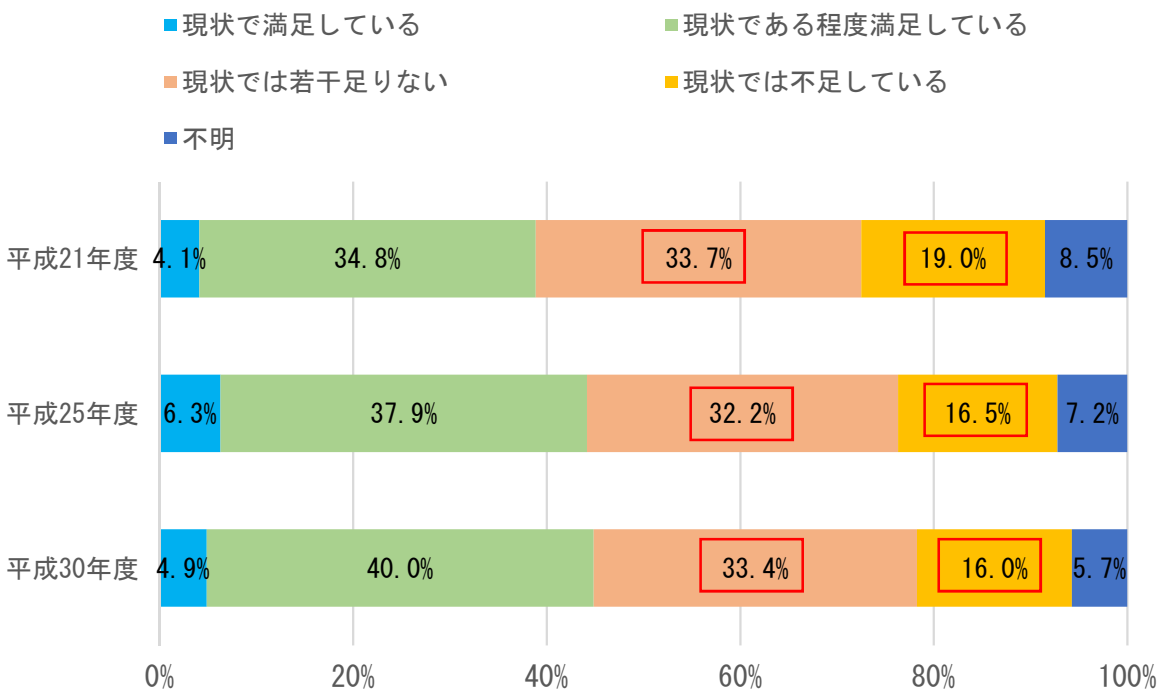
⇒ 約半数の市民が「あまり知らない」、「全く知らない」という状況になっています。



平成 21 年度 (2009 年度) : N=563 平成 25 年度 (2013 年度) : N=544 平成 30 年度 (2018 年度) : N=350

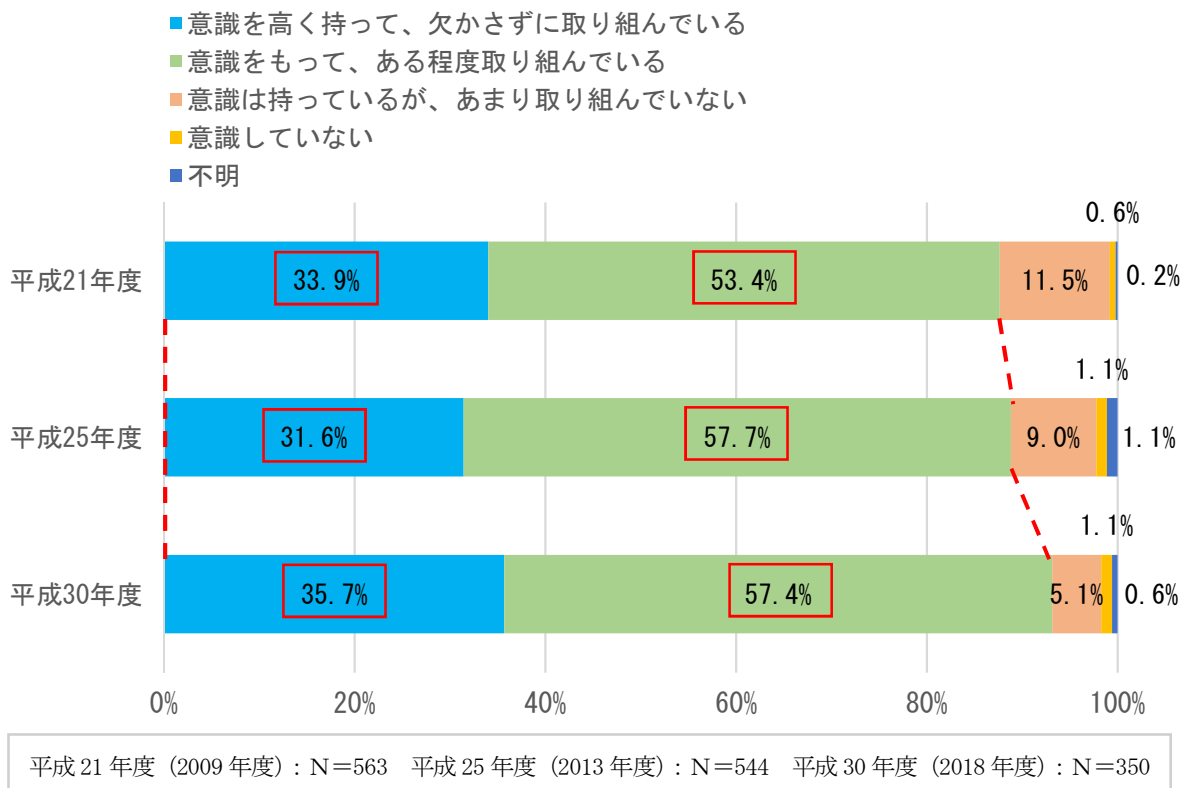
カ 地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量

⇒ 約半数の市民が「現状では不足している」、「現状では若干足りない」という状況になっています。

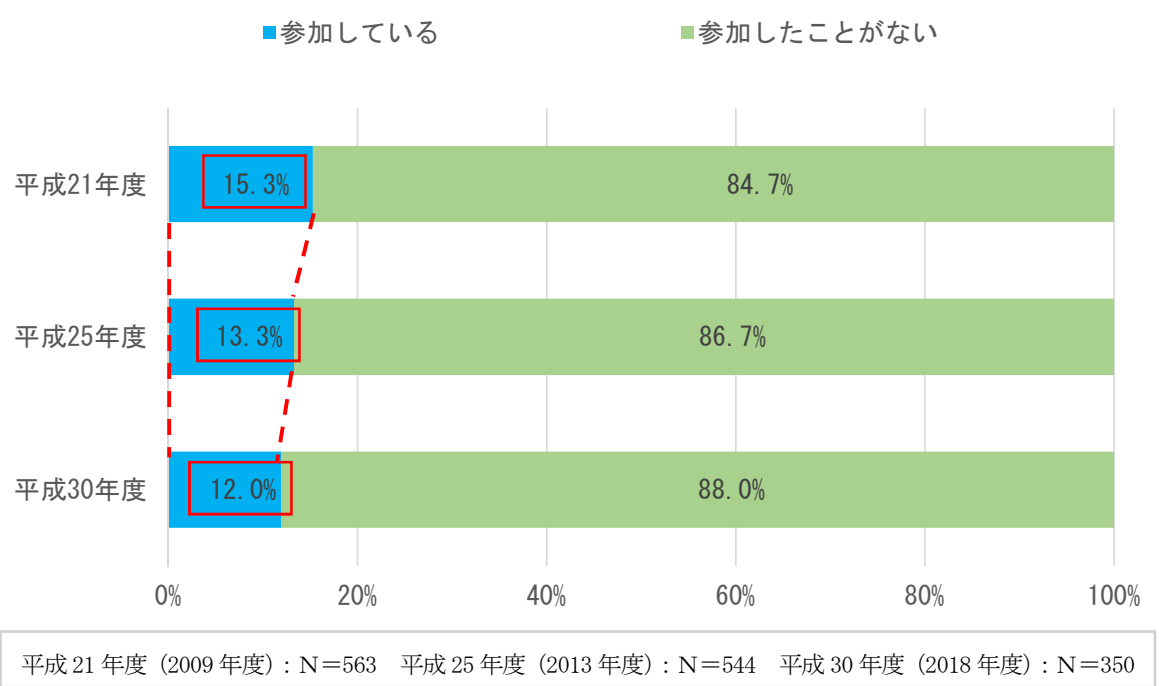


平成 21 年度 (2009 年度) : N=563 平成 25 年度 (2013 年度) : N=544 平成 30 年度 (2018 年度) : N=350

キ 簡単にできる防犯対策を日頃の程度取り組んでいるか
⇒ 「欠かさずに取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」の合計が増加傾向にあります。

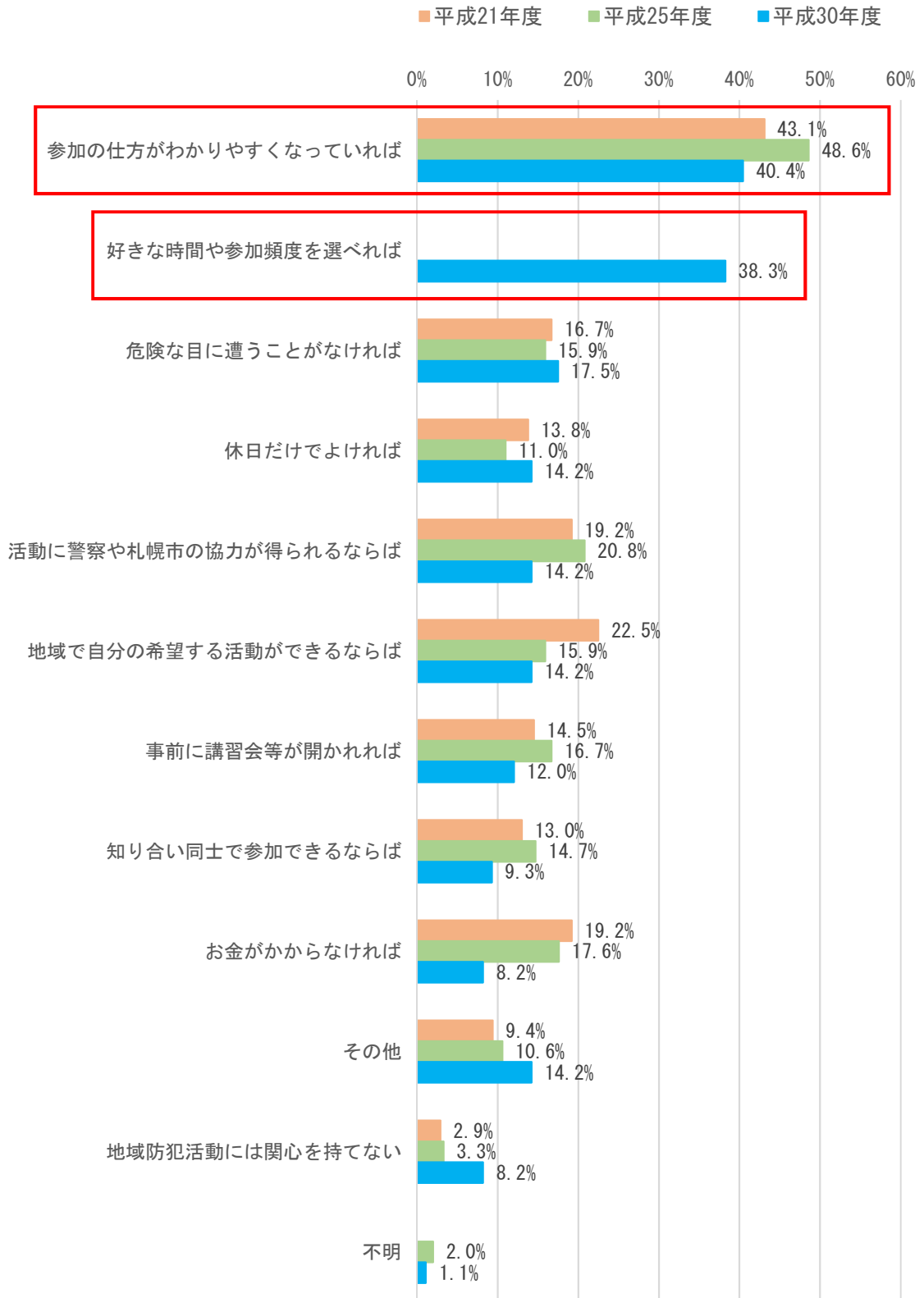


ク 地域防犯活動に参加している市民の割合
⇒ 平成21年度(2009年度)から減少傾向にあります。



ケ 地域防犯活動に参加するに当たっての条件

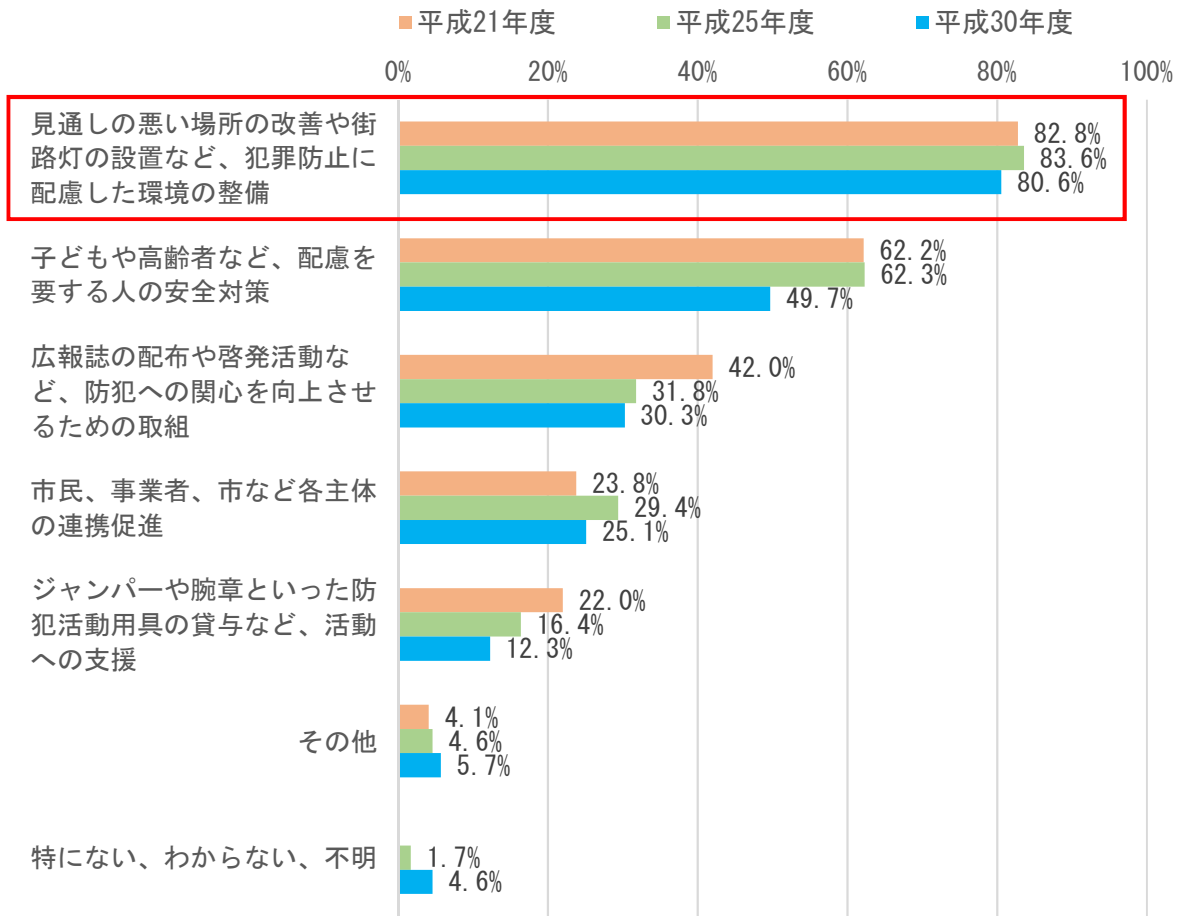
⇒ 「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」、「好きな時間や参加頻度を選べれば」と答えた市民の割合が高くなっています。



平成 21 年度 (2009 年度) : N=276 平成 25 年度 (2013 年度) : N=245 平成 30 年度 (2018 年度) : N=183

コ 札幌市に期待する施策

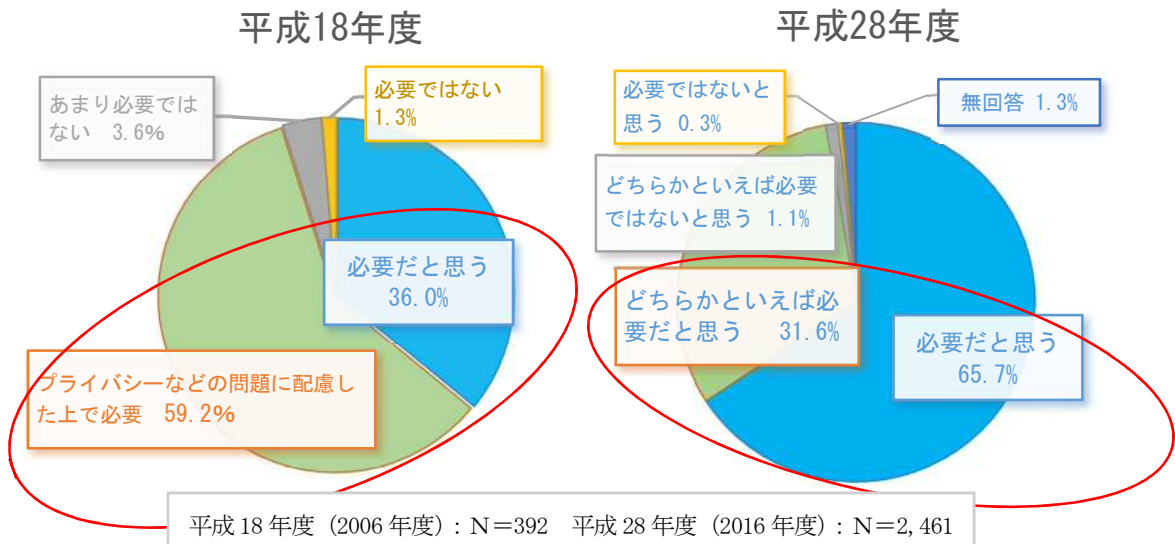
⇒ 「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」が高い割合を維持しています。



平成21年度（2009年度）：N=564 平成25年度（2013年度）：N=544 平成30年度（2018年度）：N=350

サ 防犯カメラの必要性

⇒ 多くの市民が防犯カメラは必要だと思っています。



平成18年度（2006年度）：N=392 平成28年度（2016年度）：N=2,461

Column② 防犯カメラとプライバシー

防犯カメラは、現在、店舗をはじめ、市内各所に設置され、新聞やテレビなどでは、全国的に防犯カメラに記録された画像が事件解決につながるケースが相次いで報道されており、犯罪の未然防止や解決に役立つとの考えが広がっています。また、札幌市が実施した市民アンケートでも多くの市民の方が防犯カメラの必要性を認める結果（P20）が出ており、防犯カメラの設置は安全で安心なまちづくりにおける効果的な取組であると認識されています。

一方で、防犯カメラの設置に当たっては、個人のプライバシーへの配慮も必要になります。

札幌市では、防犯カメラの設置や運用をどのように行えばいいかを示した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）」を平成20年（2008年）1月に策定し、防犯カメラを設置する事業者や団体に向けて周知をしているところです。

また、平成30年（2018年）6月からは、地域防犯活動を担っている町内会・自治会への支援の一環として、町内会・自治会が公共空間に設置する防犯カメラについて、その費用を補助する「安全で安心な公共空間整備促進事業」を開始しています。

防犯カメラを設置した町内会からは「地域住民から安心できるとの声が寄せられている」との感想をいただいておりますが、この事業においてもプライバシーへの配慮は重要な要件となっていて、ガイドラインに基づいた管理運用が必要となっています。

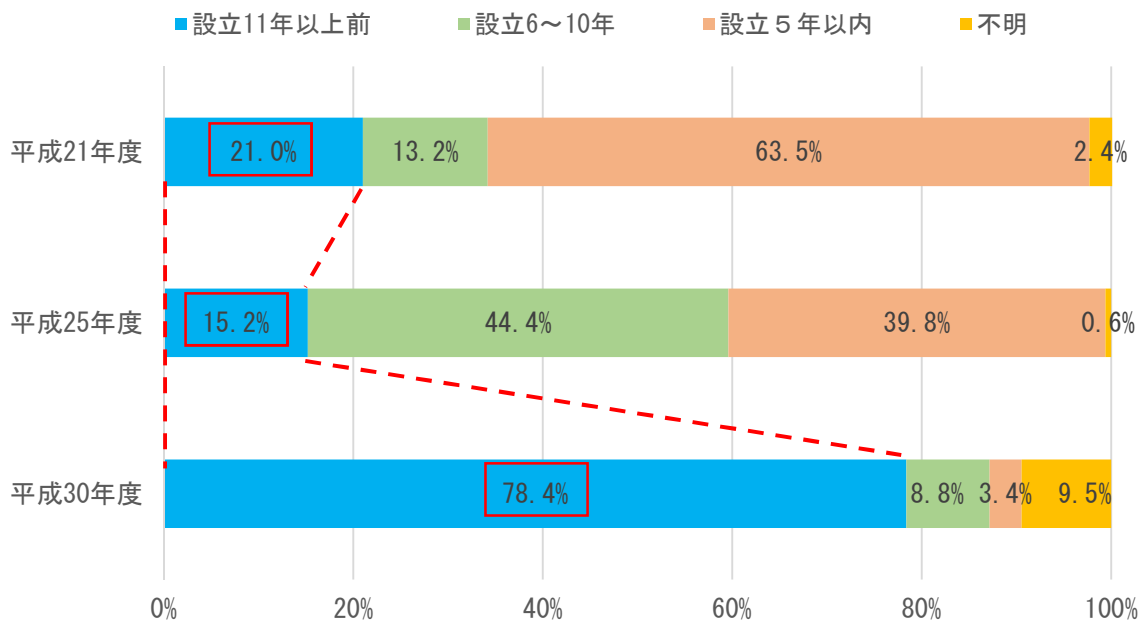
防犯カメラの設置による防犯効果と設置したことにより侵害される可能性のあるプライバシーに対する配慮については、どちらかを優先するというのではなく、両方のバランスを取りながら、防犯カメラの設置及び運用を行うことが重要となります。



(2) 地域防犯活動団体のアンケート調査結果

ア 活動開始時期

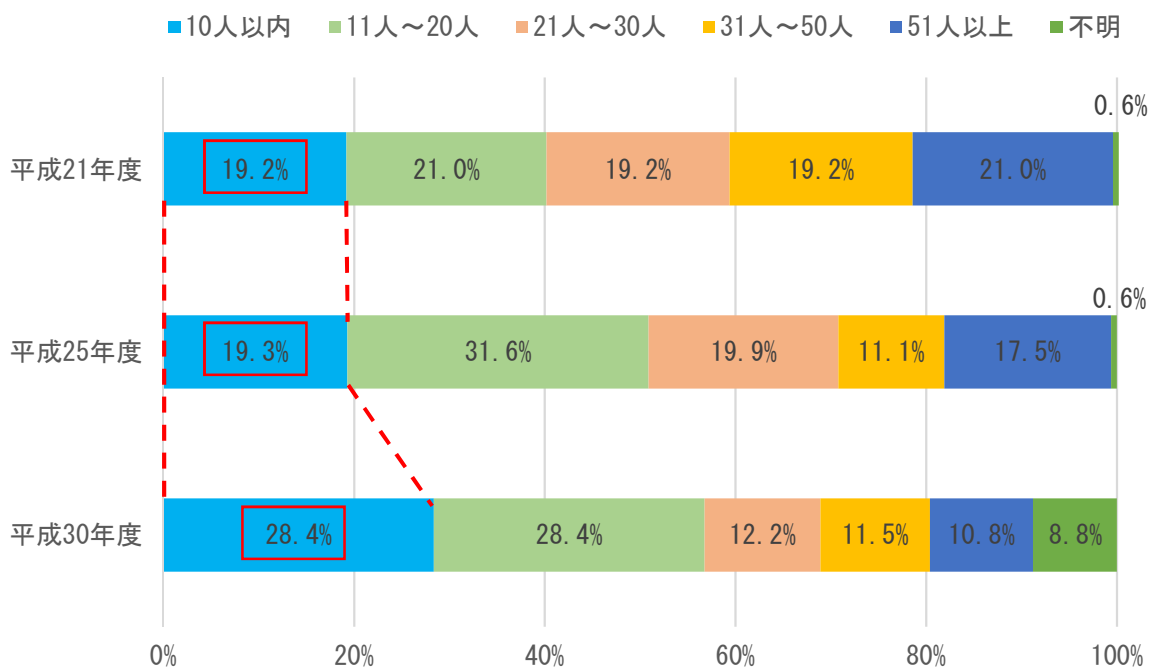
⇒ 設立が11年以上前の団体の割合が増加しています。



平成21年度(2009年度): N=167 平成25年度(2013年度): N=171 平成30年度(2018年度): N=148

イ 活動人数

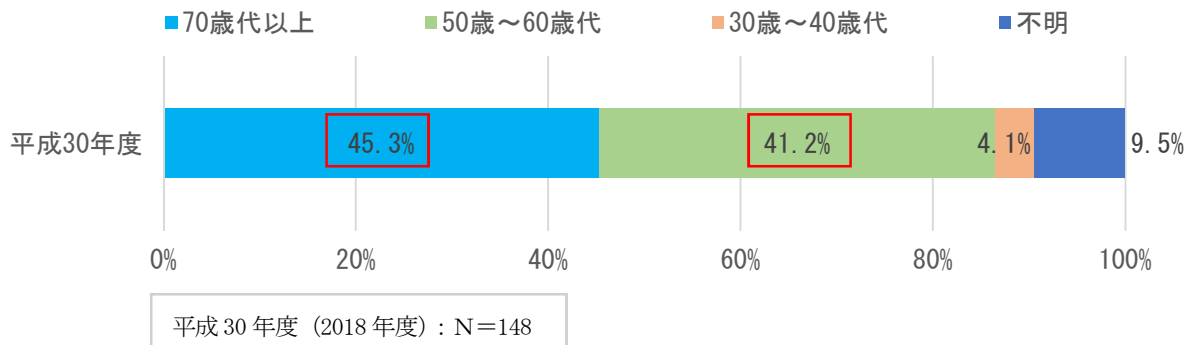
⇒ 10人以内で活動する団体の割合が増加しています。



平成21年度(2009年度): N=167 平成25年度(2013年度): N=171 平成30年度(2018年度): N=148

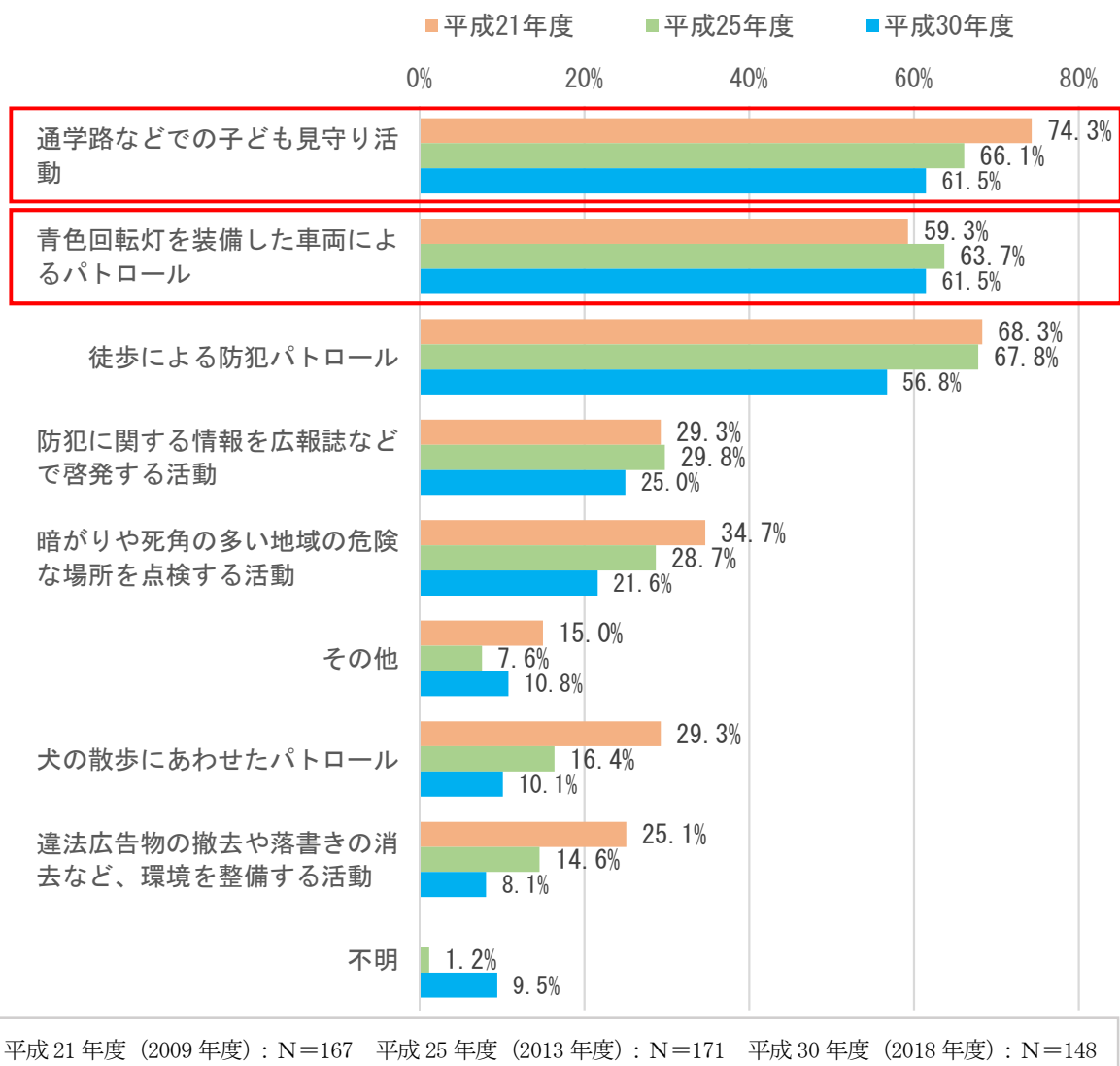
ウ 参加者の世代

⇒ 参加者の大多数が50歳代以上で、そのうちの半数以上が70歳代以上という状況になっています。



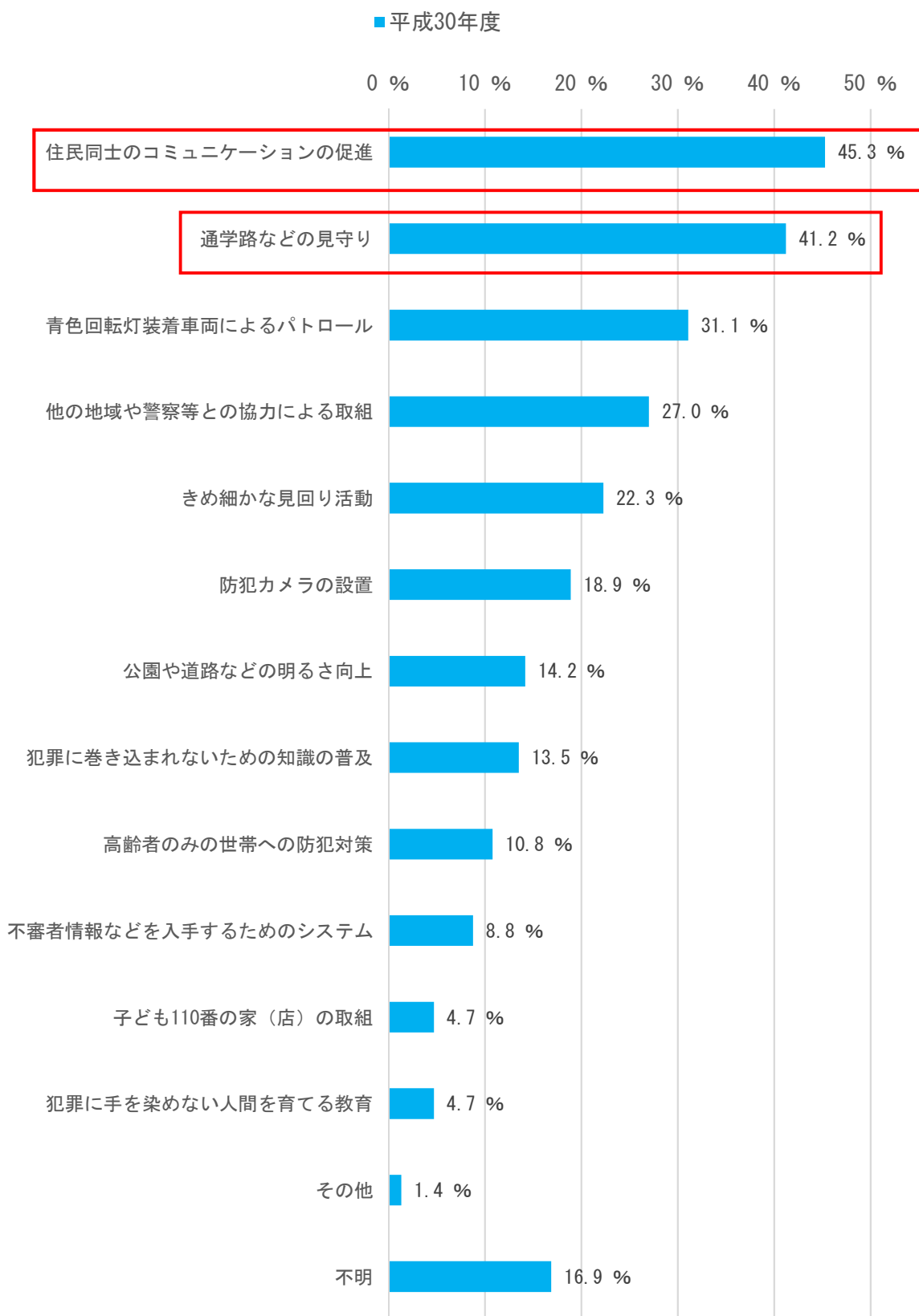
エ 活動の内容

⇒ 「通学路などでの子ども見守り活動」、「青色回転灯を装備した車両によるパトロール」が最も高い割合となっています。



オ 地域防犯活動を進める上で、重要だと思うこと

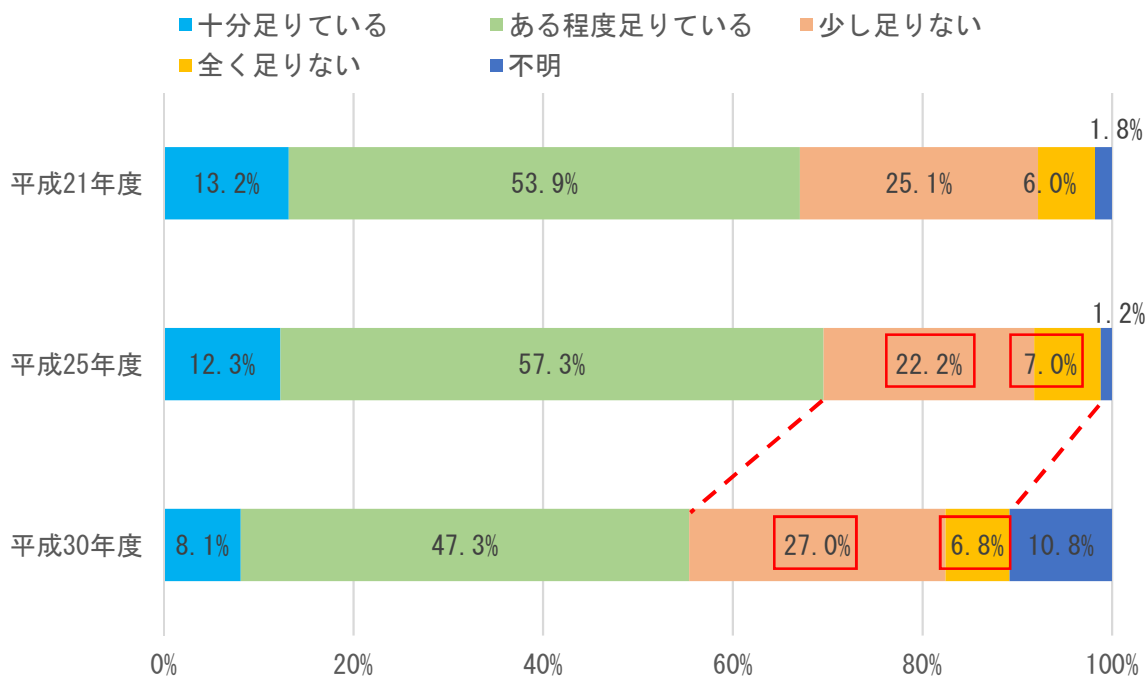
⇒ 「住民同士のコミュニケーションの促進」、「通学路などの見守り」が高い割合となっています。



平成30年度（2018年度）：N=148

カ 活動を効果的に継続するための参加者数

⇒ 参加者数が足りないと感じている団体の割合が増加しています。



平成21年度 (2009年度) : N=167 平成25年度 (2013年度) : N=171 平成30年度 (2018年度) : N=148

4 社会情勢

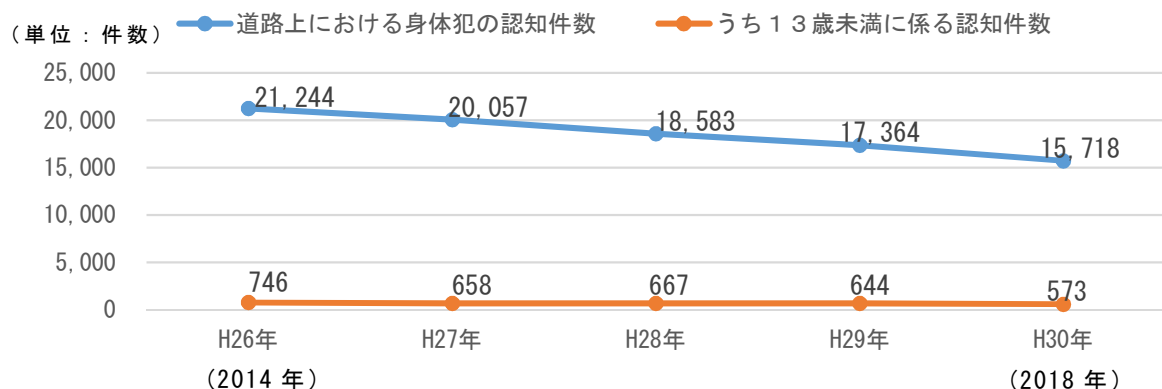
(1) 子どもの防犯対策の強化

路上における13歳未満が被害者となる身体犯¹³の事件は、全国的に、近年ほぼ横ばいで推移しており、被害が発生する時間帯は、平日の15時から18時までという下校時に集中している傾向にあるため、登下校時の子どもの安全確保の重要性が高まっています。

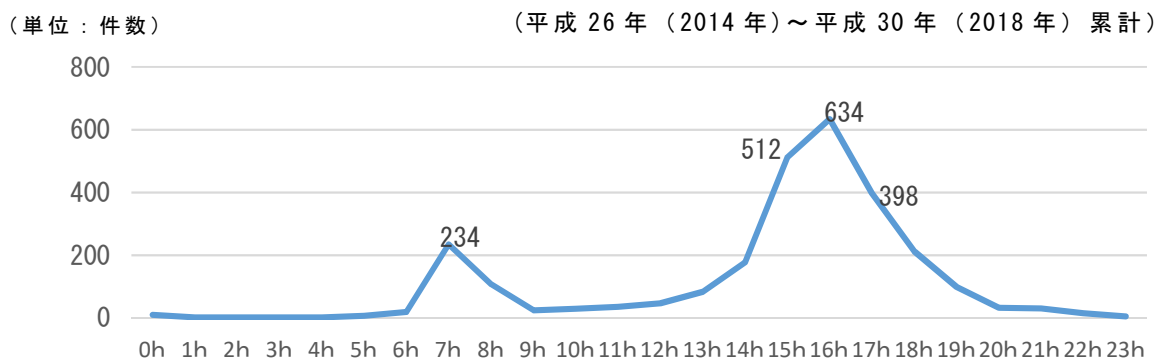
こうしたことから、政府では「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」の開催等を経て、社会全体で子どもの安全を守るための対策として「登下校防犯プラン」を平成30年（2018年）6月に策定しました。

当該プランでは、従来の見守り活動の担い手不足、子どもの下校・帰宅の在り方の多様化といった課題に対応するため、様々な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り¹⁴」等の推進に取り組むこととしています。

【全国の道路上における身体犯の刑法犯認知件数】（出典元：警察庁）



【全国の子ども（13歳未満）が被害者となる身体犯の時間別発生状況】（出典元：警察庁）



¹³ 身体犯：ここでは、殺人、暴行、傷害、強姦性交等、強制わいせつ、逮捕監禁、略取誘拐を指す

¹⁴ ながら見守り：ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行うもの

(2) 特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進

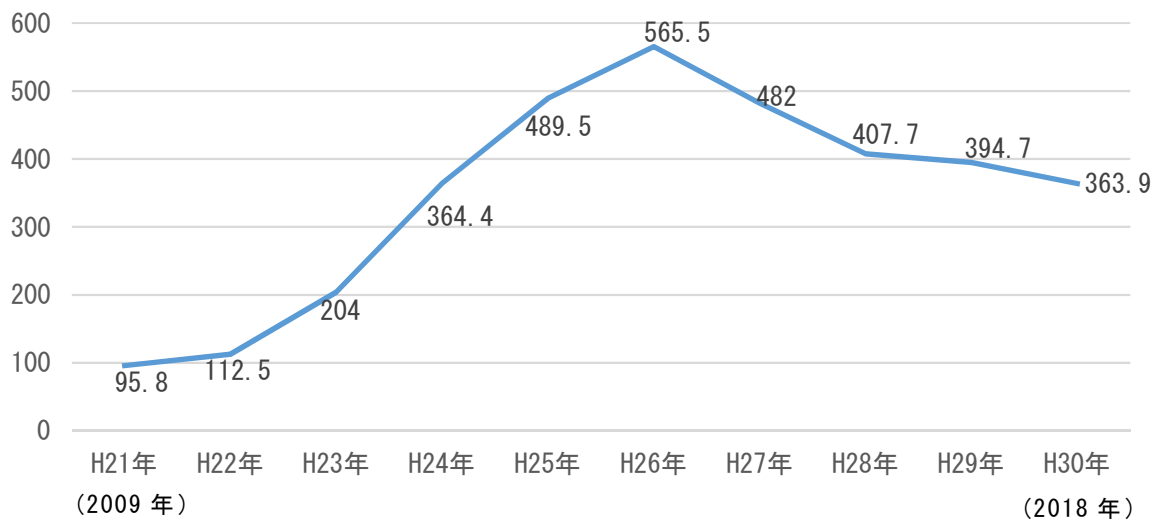
「オレオレ詐欺¹⁵」をはじめとする特殊詐欺は、全国的に平成15年（2003年）頃からその発生が目立つようになり、平成26年（2014年）には被害総額が過去最高の約566億円に上るなど、大きな被害をもたらしています。

これまでも官民一体となった各種対策が講じられてきましたが、これに対抗した犯行手口の巧妙化・多様化も進んでおり、平成30年（2018年）の全国の被害総額は364億円に上るなど、依然として被害状況は高水準で推移しています。

全国的にみると特殊詐欺の被害者に占める65歳以上の高齢者の割合は約8割となっており、今後ますます高齢者人口が増えていく中で、特殊詐欺による高齢者の被害防止の徹底は、喫緊の課題となっていることを踏まえ、政府では、特殊詐欺から高齢者を守るための総合対策として、「オレオレ詐欺等対策プラン」を令和元年（2019年）6月に策定し、国民、民間事業者、地方公共団体などの協力を得ながら、施策を推進していくこととしています。

【全国の特 殊 詐 欺 の 被 害 額】

（単位：億円）



（出典元：警察庁）

¹⁵ オレオレ詐欺：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

(3) 犯罪被害者等支援施策の充実

平成16年（2004年）12月の犯罪被害者等基本法の制定から15年が経過し、その間、政府では、平成17年（2005年）12月に「犯罪被害者等基本計画」が、平成23年（2011年）3月に「第2次犯罪被害者等基本計画」が、平成28年（2016年）4月に「第3次犯罪被害者等基本計画」がそれぞれ策定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られてきたところです。

地方公共団体においても、犯罪被害者等基本法などに基づき、総合的対応窓口の設置など各種施策を実施してきました。その中でも、近年、見舞金の支給など犯罪被害者等の経済的負担や精神的負担の軽減を図るための施策を講じる市町村が着実に増えてきており、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための施策の充実が図られてきています。

(4) 外国人旅行者の増加

日本を訪れる外国人旅行者はここ数年増加しており、札幌に宿泊する外国人旅行者も同様に増加している状況で、平成26年度（2014年度）に約140万人だったのが、倍増して平成30年度（2018年度）には約270万人となっています。

そのため、多くの外国人旅行者が安心して旅行ができるよう、犯罪に巻き込まれないための対策や巻き込まれた際の対応方法についての十分な情報発信が必要となってきています。

【札幌市における外国人宿泊数】

（単位：人）

H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)
1,415,680	1,917,602	2,093,732	2,571,989	2,718,811

（出典元：札幌市経済観光局）

5 現状の評価と今後の方向性

第2次計画の成果指標及び達成目標の状況については、次のとおりとなっています。

項目		基準値 (年度)	目標値 (年度)	実績値 (年度)	達成状況
成果指標	1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合	64.5% (H26(2014))	75% (H30(2018))	52.1% (H30(2018))	
	2 地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合	13.3% (H25(2013))	25% (H30(2018))	12.0% (H30(2018))	
達成目標	基本方針1 出前講座の開催件数	31回 (H25(2013))	60回 (H27~H30 毎年度 (2015~2018))	70回 (H27~H30 平均 (2015~2018))	○
	基本方針2 地域安全サポーターズ登録件数	283件 (H25(2013))	700件 (H30(2018))	1,823件 (H30(2018))	○
	基本方針3 「札幌市子ども110番の家」登録軒数	制度創設	20,000軒 (H30(2018))	9,827軒 (H30(2018))	

一方で、第2次計画の計画期間中の平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの間において、刑法犯認知件数の減少(P9)や、市民の体感治安の改善(P14)を確認することができます。また、第2次計画の三つの基本方針ごとに次のような状況も確認することができます。

基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める 「簡単にできる防犯対策に取り組んでいる市民の割合」は、増加傾向にあります。(P18)
基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる 地域防犯活動団体の約80%は10年以上活動している団体となっており、多くの団体が継続した活動を行っています。(P22)
基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める 「市民が犯罪に遭うかもしれないと不安に思う場所」のうち、「路上」、「歓楽街・繁華街」、「公園」、「駐輪場」での市民の不安感は減少傾向にあります。(P16)

こうした状況については、第2次計画に基づき実施した各種取組による一定の成果であると認められますが、これらの成果は緩やかにしか伸びていません。そのため、第2次計画に基づく取組は、基本的には今後も着実に実施していく必要があります。

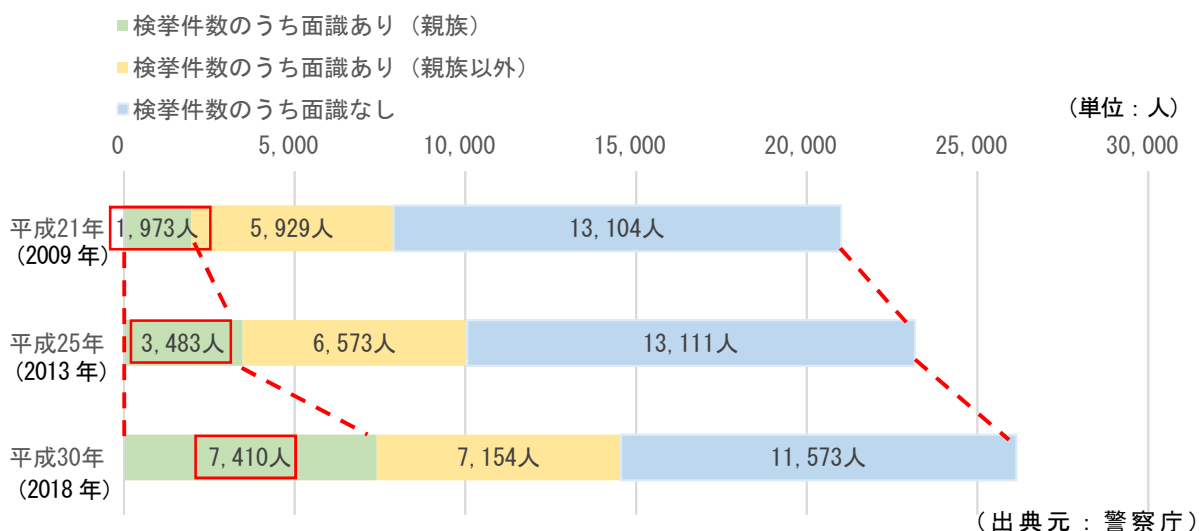
このほか、犯罪情勢、市民意識などを踏まえた現状の評価を行い、そこで確認された課題等に対応するための今後の方向性について、次のとおり第2次計画の基本方針ごとに整理します(P31~P34)。

また、「粗暴犯」のうち「暴行」は平成21年（2009年）以降増加傾向（P10）にあります。

警察庁の統計によると「暴行」による全国の検挙件数のうち、被害者と加害者の関係性が「面識あり」、特に親族間のものが増加していることから、札幌市における「暴行」の認知件数が増加傾向にあるのは、「親族間による暴行」が増えていることが要因として考えられます。

「暴行」のうち、人気のない路上などで面識のない人から急に暴力を振るわれるような「犯罪を誘発する機会」に乗じて遂行されるものについては、本計画に基づく安全で安心なまちづくりにより未然防止を図っていくこととなりますが、親族間による家庭内での「暴行」などについては、第1章の「2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪」（P1）で整理しているとおおり、各分野の計画に基づく対策により、未然防止や被害拡大の防止を図っていくこととなります。

【暴行:全国の被害者と加害者の関係別検挙件数】



新型コロナウイルスの感染防止を踏まえた施策の推進について

- 令和2年（2020年）4月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、政府において緊急事態宣言が出され、北海道は「特定警戒都道府県」とされました。
- この状況を踏まえ、当面、不要不急の外出の自粛や、「3つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避け、人と人との物理的距離をとる「ソーシャルディスタンス」の継続など、感染拡大の防止に取り組むことが必要と考えられています。
- このため、今後、本計画の推進に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止の視点を持ち、市民の健康や安全に十分留意しながら、各種施策を進めていきます。

(1) 基本方針1（自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める）

ア 第2次計画では、「犯罪に遭わないように常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合」を平成26年度（2014年度）の64.5%から平成30年度（2018年度）までに75.0%に上げるという成果指標を設定していましたが、結果は52.1%と目標値に及びませんでした。さらに「どちらかといえば意識している」市民の割合を加えても平成26年度（2014年度）と比べて減少（P14）しており、防犯意識を高めるための情報発信が不足しているという課題が顕在化しています。

また、「地域や身の回りで起きている犯罪を知らない市民の割合（P17）」、「地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量が不足していると感じる市民の割合（P17）」は、それぞれ約50%となっており、地域で発生した犯罪や頻発している犯罪などに関する情報は、防犯に対する意識の向上や、犯罪による被害を効果的に防止していくために必要なものであることから、こうした情報を広く市民が得られるようにしていく必要があります。

イ 「自転車盗」、「車上ねらい」、「侵入盗」は、着実に減少していますが、刑法犯全体の約30%、窃盗犯全体の約50%を占めている（P10）ことから、防犯意識の高揚を図るための広報啓発や効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。

ウ 「インターネット等を利用した犯罪」、「振り込め詐欺等」、「痴漢」については、「日常生活において被害に遭うかもしれないと不安に思う市民の割合」が大幅に上昇して（P15）おり、効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。

エ 「風俗犯」のうち「公然わいせつ・頒布等」については、平成21年（2009年）から平成25年（2013年）まで増加を続け、それ以降はほぼ横ばいで推移している（P10）ことから、実質上の被害者として考えられる女性に対して、広報啓発や効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。

(2) 基本方針2 (みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる)

ア 第2次計画では、「地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合」を平成25年度(2013年度)の13.3%から平成30年度(2018年度)までに25.0%に上げるという成果指標を設定していましたが、結果は12.0%と目標値に及ばなかった(P18)ほか、地域防犯活動団体を取り巻く現状として、活動を新たに開始する団体の割合が減少していること(P22)、少人数で活動する団体や活動を効果的に継続するに当たって活動人数が不足していると感じている団体の割合が増加していること(P22、P25)が確認されており、子どもの見守りなど、地域の安全を守るための活動の担い手が不足しているという課題が顕在化しています。

地域の防犯活動に参加したことがない人にどのような条件が整えば活動に参加しようと思うか意識調査をしたところ、「参加の仕方がわかりやすくなっていけば」、「好きな時間や参加頻度を選べれば」と答えた人がそれぞれ約40%いたという状況(P19)であることを踏まえると、地域の安全を守るための活動の担い手が不足しているという課題の解消に向けては、日常生活の中で気軽に無理のない範囲で誰にでもできる地域防犯活動があるということを多くの人に知ってもらえるよう広報啓発を行うとともに、実際に取組を行ってもらえるような支援をしていく必要があります。

イ 地域防犯活動団体の約80%は10年以上活動している団体(P22)であり、地道に取組を継続してきていることが確認できますが、上記アのとおり活動の担い手が不足しているという課題を抱えていることも確認されているため、今後も取組を継続していくことができるように活動への支援を引き続き行っていく必要があります。

ウ 地域安全サポーターズ事業により、地域の安全を守るための活動を社会貢献活動の一環として実施する事業者が増えている状況にあることから、こうした機運の高まりをより発展させていくような支援を行っていく必要があります。

エ 多くの犯罪被害者等は、犯罪によって身体に直接的な被害を受けるにとどまらず、自分自身や家族が犯罪の対象にされたことによって精神的被害も受けてしまいます。また、犯罪により、生命を奪われ、家族を失うといった被害に加え、収入の途絶や高額な医療費の負担など

により経済的に困窮することも少なくありません。

国や地方公共団体においては、犯罪被害者等に対する支援の充実が着実に図られてきており、これは、犯罪被害者等基本法が制定されてからの15年間で、上記のような犯罪被害者等が直面する様々な困難に対する理解が深まり、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることのない支援を犯罪被害者等が受けられるようにすることの必要性や重要性が社会一般に徐々にではありますが、確実に浸透してきていることの証左であると考えられます。

社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対する支援を行っていく必要があります。

(3) 基本方針3（犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める）

ア 約80%の市民が、安全に安心して暮らせるまちを実現するために、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」を札幌市に期待していることのほか（P20）、減少傾向にはあるものの、約70%の市民が路上で犯罪に遭うかもしれないと不安に思っていること（P16）などから、個人の安全対策や地域の安全を守るための活動と併せて、犯罪の防止に配慮した環境の整備を引き続き進めていく必要があります。

イ 防犯カメラについては、大多数の市民が必要であると感じていることから（P20）、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つという考えが定着していると捉えることができるため、平成30年度（2018年度）に創設した町内会等が地域の公共空間に設置する防犯カメラへの補助制度により、犯罪の防止に配慮した環境の整備を引き続き促進していく必要があります。

ウ 「札幌市子ども110番の家支援事業」については、登録軒数を平成30年度（2018年度）までに20,000軒にするという目標を達成できませんでした。

これは、当初から「子ども110番の家」を実施していた町内会や学校などへの周知・啓発が必ずしも十分だったとはいえ、新規登録者の掘り起こしができなかったことが挙げられます。

子ども110番の家の取組は、子ども自身の防犯意識の向上や、地域の安全を守るための活動の裾野の拡大に資するものであり、安全で安心なまちづくりを推進していく上で非常に効果的なものであることから、広報啓発をより一層行った上で登録軒数を増やすだけでなく、この取組がより実効性のあるものとなるようにしていく必要があります。

エ 札幌市に宿泊した外国人旅行者は、近年大幅に増加しており、平成30年度（2018年度）には約270万人（P28）となっています。その人数の規模に鑑みると、札幌市を訪れた外国人旅行者が札幌市内で犯罪の被害に遭わないよう注意を喚起するための啓発及び不幸にして被害に遭ってしまったときの対処方法に関する情報提供を行っていく必要があります。

Column③ 子どもを見守る環境

札幌市では、子どもを見守る環境づくりの一環として、下記の事業を実施しています。

市民の皆様、事業者の皆様、是非ご登録ください。

なお、「子ども110番の家」と「子ども110番の店」については、内容に重複する部分があることから、本計画期間中に市民と事業者との協力・連携を更に進めるための支援制度の見直しを行います。

取組名	子ども110番の家	子ども110番の店	青少年を見守る店
事業名	札幌市子ども110番の家支援事業	札幌市地域安全サポーターズ	青少年を見守る店登録促進活動
目的	子どもの犯罪被害抑止と見守り活動の充実		青少年の健全育成のための地域と商店等との連携
事業内容	不審者又は犯人からの避難場所の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・成人向け図書、DVD等の分離陳列、販売・貸出の禁止 ・酒類、たばこの販売禁止 ・来店した子どもへの声かけ等
実施者	学校、PTA、町内会等	事業者	上記物品販売店、遊技場等
登録数	10,302 か所 (R1 (2019) .10月末時点)	1,801 店舗 (R1 (2019) .10月末時点)	5,985 店舗 (H31 (2019) .1月末時点)
ステッカー			
登録連絡先	市民文化局 地域振興部 区政課 TEL 011-211-2252		子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課 TEL 011-211-2942

第3章 計画の構成

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

1 計画体系

第3次計画は、第2次計画と同様に「基本目標」を設定し、それを実現するために行っていく取組の大きな方向性として「基本方針」を、「基本方針」の下位にこれを具体化するものとして「基本施策」を定めます。また、犯罪情勢や市民意識などを踏まえて、安全で安心なまちづくりの中で特に重点的に取り組むべき「重点テーマ」を設定します。

【基本目標】犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

<基本方針1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

- (基本施策1) 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供
- (基本施策2) 子どもに関する防犯力の向上 **(重点テーマ)**
- (基本施策3) 女性の防犯力向上
- (基本施策4) 高齢者等の防犯力向上

<基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

- (基本施策1) 地域における防犯活動の促進
- (基本施策2) 協働による連携体制の充実
- (基本施策3) 地域と一体となった子どもの見守り **(重点テーマ)**
- (基本施策4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進
- (基本施策5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進

<基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

- (基本施策1) 市民自らが行う環境整備の促進
- (基本施策2) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- (基本施策3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 **(重点テーマ)**
- (基本施策4) 歓楽街等を対象とした環境改善
- (基本施策5) 暴力団等の排除

<基本方針4>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する **(新設)**

- (基本施策1) 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発
- (基本施策2) 総合的対応窓口における対応
- (基本施策3) 犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減
- (基本施策4) 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援

(1) 基本目標

【基本目標】 犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

第2次計画で設定していた「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」という基本目標は、「安全に安心して暮らせるまちの実現」という安全・安心条例の制定目的及び安全で安心なまちづくりを推進する意義から導き出される根本的かつ不変的なものであることから、第3次計画においてもこれを基本目標として設定します。

○安全・安心条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、～（略）～ 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本方針

ア 安全で安心なまちづくり（基本方針1から3）

【基本方針1】 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【基本方針2】 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【基本方針3】 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義する安全・安心条例第2条の規定において、当該取組には、ソフト面の取組である「犯罪を防止するための活動」及びハード面の取組である「犯罪の防止に配慮した環境の整備」があるということが例示されています。

また、「安全で安心なまちづくり」に関する「市民の役割」を定める同条例第4条の規定において、市民は、「自らの安全確保」と「相互に協力して地域における安全で安心なまちづくり」を行うよう努めるものとされていることから、安全で安心なまちづくりには、「自らの安全」と「地域の安全」を守るという二つの観点があるということが確認できます。

こうしたことから、安全で安心なまちづくりは、次図のとおり(P39)

「ソフト面の自らの安全確保」、「ソフト面の相互に協力した地域における安全で安心なまちづくり」、「ハード面の自らの安全確保」、「ハード面の相互に協力した地域における安全で安心なまちづくり」の4区分に分類されることとなり、この4区分を体系的に整理したものが、第2次計画の三つの基本方針となっていました。

第3次計画においても、安全で安心なまちづくりを効果的かつ効率的に推進していくためには、第2次計画の三つの基本方針を継続することが、安全で安心なまちづくりの性質上、合理的であると考えられることから、これを維持することとします。

○安全・安心条例（抜粋）

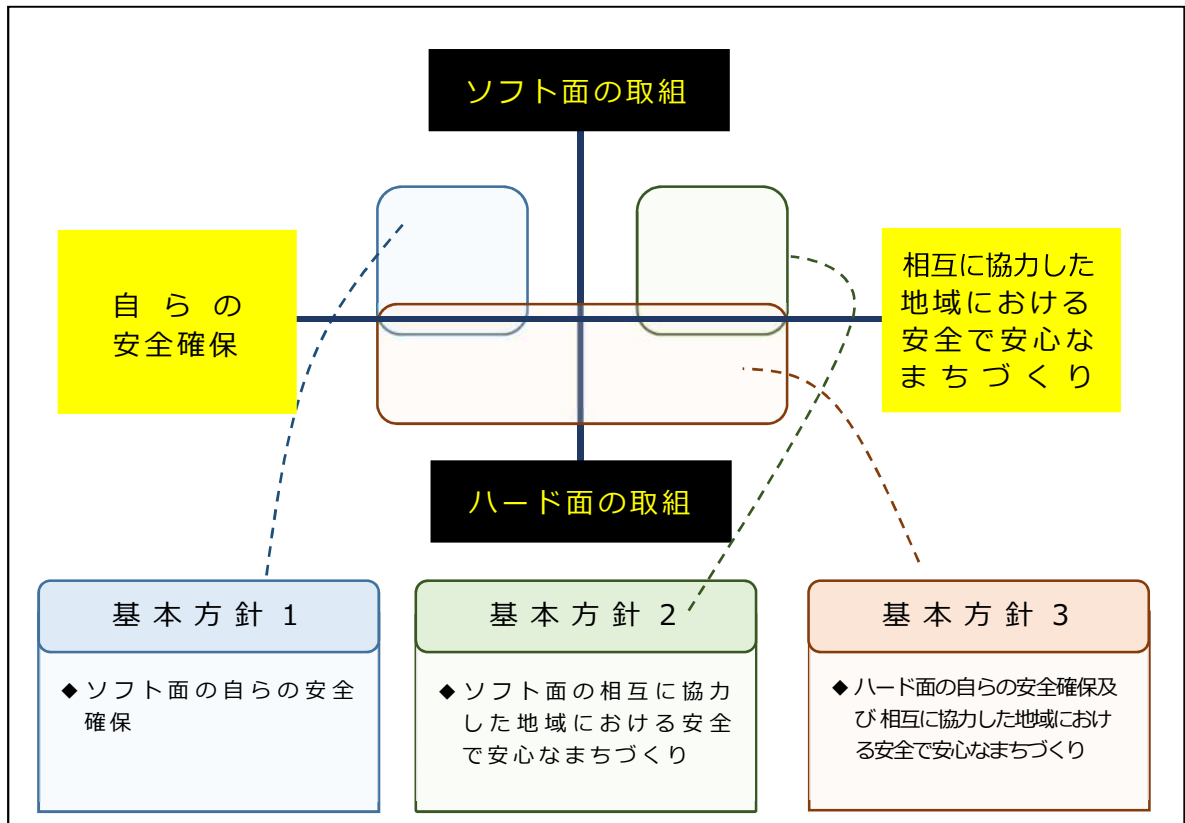
（定義）

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

（市民の役割）

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

【安全で安心なまちづくりの分類図】



イ 犯罪被害者等への支援（基本方針4の新設）

【基本方針4】犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する

犯罪被害者等基本法が制定されてからの15年間で、犯罪被害者等が犯罪行為により被る経済的な困窮や精神的被害に対する理解が深まり、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることのない支援を犯罪被害者等が受けられるようにすることの必要性や重要性が確実に浸透してきています。

こうしたことに加え、誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対する支援を行い、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出す必要があります。

これらを踏まえ、「犯罪被害者等支援」については、第2次計画では基本方針2の中の一つの施策として位置づけられていたところ、第3次計画では「安全で安心なまちづくり」に関する基本方針1から3と並ぶ四つ目の基本方針として新たに位置づけることとします。

(3) 基本施策

基本施策は、基本的に安全・安心条例に基づいて展開しますが、社会情勢や市民意識なども踏まえ、個別に対応が必要なものについて施策として位置づけていきます。

ア 安全・安心条例に規定される市の施策

安全・安心条例では、第8条から第12条までの規定において市が実施する施策を定めています。これらの規定は、基本計画において市が実施する施策となることから、「基本方針」との関連を踏まえて、これらの規定により市が実施することとなる施策を第3次計画の「基本施策」として位置づけます。

このうち、新たな基本方針4は、第12条「犯罪被害者等への支援」に基づいて「基本施策」を定めることとします。

特に「その他の必要な支援」については、近年の社会情勢や他都市の状況を踏まえ、犯罪被害者等への「経済的な支援」と「精神的被害の回復に向けた支援」を新たに「基本施策」として位置づけます。

○安全・安心条例（抜粋）

（広報及び啓発）

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（市民の取組への支援）

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（公共施設の整備等）

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

（連携体制の整備）

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

イ 子ども、女性、高齢者の安全確保

安全で安心なまちづくりを推進していくに当たり、より配慮を要する子ども、女性、高齢者の安全を確保していくための取組については、安全・安心条例の規定に基づく「基本施策」に包含されるものとなりますが、第2次計画に引き続き、犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、当該取組の必要性をより明確にするために「基本施策」として位置づけられます。

ウ その他

都心部における市民の安全で安心な生活環境の確保を目的として制定された「公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（平成17年条例第41号）」、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保を目的として制定された「暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）」に基づく取組については、犯罪の防止に配慮した環境の整備に資するものとなることから、それぞれ基本方針3における「基本施策」として位置づけられます。

【基本施策の位置づけ】

基本施策の基礎となる事項		基本方針			
		1	2	3	4
ア 安全・安心条例	第8条（広報及び啓発）	基本施策1	基本施策1	基本施策1	
	第9条（市民の取組への支援）				
	第10条（公共施設の整備等）			基本施策2	
	第11条（連携体制の整備）		基本施策2		
	第12条（犯罪被害者等への支援）				
イ 子どもの安全確保 女性、高齢	子ども	基本施策2	基本施策3	基本施策3	
	女性	基本施策3	基本施策4		
	高齢者	基本施策4	基本施策5		
ウ その他	公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例			基本施策4	
	暴力団の排除の推進に関する条例			基本施策5	

(4) 重点テーマ

心身ともに成長・発達の過程にある子どもについては、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することは容易ではなく、また、子どもが犯罪被害に遭うことは、その後の成長・発達に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

16歳未満の子どもが被害者となる刑法犯認知件数は近年減少傾向（P11）となっていますが、市内小・中学生を狙った不審者等に係る事案（声かけ・つきまとい等）の件数は横ばいで推移（P11）していることから、必ずしも子どもが安全に安心して過ごすことができる環境が確保されていると楽観はできない状況であると考えられます。

そのため、市民及び市は、子どもが自らの安全を確保できるよう防犯意識を高めるための啓発や、子どもが犯罪被害に遭うことなく安心して日々の生活を送ることができる環境を整えることが必要となります。

こうした中、地域における防犯活動では、「通学路などでの子どもの見守り」が最も多く行われている活動（P23）であり、また、地域防犯活動団体が活動を進める上で重要だと思ふこととして、「通学路などの見守り」が「住民同士のコミュニケーションの促進」に次いで高い割合（P24）にあることから、市民の子どもの安全に対する意識の高さを確認することができます。

子どもの犯罪に対する特性や犯罪情勢、それに伴う未然防止対策の必要性、市民の意識を総合的に勘案すると、本計画では、「子どもの安全」を安全で安心なまちづくりの中でも特に重点的に推進していく必要があると判断し、これを重点テーマとして設定することとします。

また、基本方針1から3にそれぞれ「子どもの安全」に関する重点取組を併せて設定します。

2 基本施策ごとの主な取組

基本目標を達成するために、第2章において整理した課題等を踏まえて、四つの基本方針に基づく18の基本施策を展開します。

(1) 基本方針1（自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める）

ア 基本施策1（個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供）

《主な取組》

① 市民に対する啓発活動の実施【レベルアップ】

市民の防犯意識を高めるため、国が定める「安全・安心なまちづくりの日¹⁶」などに併せて、パネル展や街頭啓発活動などの取組を実施します。また、被害件数の多い「自転車盗」や「侵入盗」、「車上ねらい」などの身近な犯罪に対する防犯力を高めるべく、防犯登録、ツーロックの徹底やセンサーライト等の各種防犯機器の活用促進を図る広報啓発を新たに行います。

② 防犯に関する出前講座の実施【レベルアップ】

安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、これまでの子ども、女性の防犯や特殊詐欺被害防止などに関する出前講座に加え、新たにインターネットやSNS¹⁷を利用した犯罪の被害防止に関する講座を新設します。

③ 地域単位での犯罪情報等の共有【レベルアップ】

地域住民が集まり地域安全マップ¹⁸を作成する機会を設け、防犯対策に関する意見交換が活発に行われるよう、警察や関係機関と連携して、区役所やまちづくりセンターを通じた地域単位での犯罪情報などの提供を行い、住民との共有を図ります。

なお、「ひったくり」や「車上ねらい」といった身近な犯罪の発生情報を公開している北海道警察の「犯罪発生マップ¹⁹」の周知啓発を新たに進めるなど、更なる犯罪情報の発信を行います。

¹⁶ 安全・安心なまちづくりの日：平成17年（2005年）に開催された犯罪対策閣僚会議において、犯罪に強い社会実現のため、安全・安心なまちづくりを推進する機運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的として、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」と定めた

¹⁷ SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録した利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス

¹⁸ 地域安全マップ：犯罪が起りやすい「入りやすい場所」と「見えにくい場所」を記した地図

¹⁹ 犯罪発生マップ：身近な犯罪（侵入強盗・窃盗や車上ねらいなど7罪種）の発生状況について、北海道警察がホームページで公開しているマップ

④ 防犯に関する情報発信【レベルアップ】

市民が自らの防犯に役立てられるような犯罪情勢や時期に応じて増加する犯罪など、実効性のある防犯に関する知識を広報紙やホームページ、市政番組などの各種媒体を活用して情報提供します。また、子どもへの声かけ事案や犯罪の発生情報などをリアルタイムで発信する北海道警察の「ほくとくん防犯メール²⁰」に加え、北海道警察が発信している「Twitter²¹」、アプリ²²の「Yahoo!防災速報²³」を周知する取組を新たに行います。



イ 基本施策2（子どもに関する防犯力の向上）

《主な取組》

① 防犯教室や防犯訓練の実施

i 主に就学前の子や小学生向け【重点取組】【レベルアップ】

従来の防犯力を向上させるための防犯教室のほか、新たに、北海道警察などの公的機関や民間団体などと連携し、駆け込み訓練などの「子ども110番の家」を活用した防犯関連講座の実施を推進します。

ii 主に中学生・高校生向け

自転車盗難やインターネットの利用に伴う犯罪などの被害防止やモラルの向上を目的として、生徒向けの防犯教室を北海道警察などと連携して開催します。



²⁰ ほくとくん防犯メール：北海道警察が、犯罪から身を守るために必要な「子供被害情報」、「犯罪発生・防犯対策情報」などをメールで配信するサービス

²¹ Twitter：「ツイート」と呼ばれる一定字数以内のメッセージや画像、動画等を投稿することなどができるサービス

²² アプリ：ここでは、携帯電話機器等にインストールして使用するプログラムやソフトウェアをいう

²³ Yahoo!防災速報：防災関連情報や防犯情報などを提供するアプリであり、北海道警察からの防犯情報も提供している

iii 保護者向け【新規】

保護者や教職員などが防犯に対する関心を高め、子どもの防犯力を育成できるようにするため、保護者などを対象とした出前講座を新設します。

② インターネットトラブル対策ハンドブックの作成【新規】

近年、スマートフォン²⁴やタブレット端末²⁵の普及により、子どものインターネットトラブルが増加してきていることから、新たにインターネットトラブル対策ハンドブックを作成し、配布します。

③ 地域安全マップづくりの推進

子どもが犯罪被害に遭う危険性を低くするため、子ども自身の危険予測能力や危機回避能力の向上に役立つ地域安全マップづくりの取組を推進します。

ウ 基本施策3（女性の防犯力向上）

《主な取組》

① 女性に対する広報啓発の実施

女性が対象となりやすい公然わいせつ、痴漢などの性犯罪やDV、ストーカーなどの被害から身を守るための対処法をまとめた「女性の防犯ハンドブック」を配布します。



② 犯罪防止教育等の実施

若年層の防犯意識を高めるため、高校・大学などに出向いて、犯罪に遭わないための防犯教室を開催します。

③ デートDV²⁶防止講座による暴力被害の未然防止の推進

交際相手などからの暴力行為の未然防止を目的として講座を実施し、若年層を対象とした学習機会を設けます。

²⁴ スマートフォン：従来の携帯電話にパソコンや携帯情報機器としての機能が追加されたもの

²⁵ タブレット端末：パソコンのようなキーボードからではなく、液晶画面にタッチすることで操作する端末機器で、スマートフォンよりも大型のもの

²⁶ デートDV：高校生や大学生などの交際関係で起こるDV

《主な取組》

① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施【レベルアップ】

特殊詐欺や消費者被害に関する情報を、高齢者等が適切に得ることができるよう、様々な提供手段を用い注意喚起を行います。

また、現在実施している特殊詐欺の出前講座について、より実践的な体験ができるように講座内容を充実させます。

② 犯罪被害予防のための啓発の実施

高齢者等が自らの安全を確保することができるよう、高齢者向け団体講座において、わかりやすい方法で空き巣対策などの犯罪対策や防犯意識向上に向けた啓発を行います。

ア 基本施策1（地域における防犯活動の促進）

《主な取組》

① 「ながら防犯」を推進するための啓発・支援【新規】

ランニング、散歩、花の水やり、通勤、買い物など、普段の生活の中で、気軽に無理のない範囲で防犯の視点を持って地域を見守り、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の取組を進めていただけるよう啓発や必要な用品の支援をします。

なお、平成30年（2018年）6月に政府が策定した「登下校防犯プラン」においても、子どもへの見守りとして「ながら防犯」の推進が掲げられており、この取組を推進していきます。

② 防犯セミナーの開催【新規】

地域の課題解決に向けたアイデアなど、地域防犯活動を実践的に推進していくことにつながる地域防犯活動団体向けの防犯セミナーを新たに開催し、効果的な取組を行う地域防犯活動団体の取組等を紹介します。

③ 地域防犯活動団体への財政的・物的支援

地域防犯活動団体を支援するため、「市民まちづくり活動促進基金²⁷（さぼーとほっと基金）」などによる財政的支援や、活動に必要なとされるジャンパー・腕章などの物的支援を行います。

④ 地域安全サポーターズの取組の推進

防犯に関心の高い事業者が、地域への社会貢献活動としての地域防犯活動に参加しやすくするため、地域安全サポーターズの登録を推進します。



²⁷ 市民まちづくり活動促進基金：市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金

⑤ 地域の交流・連携による防犯力向上支援

区役所やまちづくりセンターが、町内会や地域防犯活動団体、学校やPTAなどの様々な団体の交流・連携を促進し、防犯力の向上への支援をするため、防犯上の課題などについて検討・意見交換を行う場を設けます。

⑥ 顕彰制度の実施

地域防犯活動に取り組む市民や団体、事業者の社会的評価を高め、活動の活発化を図るため、地域防犯に著しい貢献を果たした市民などを表彰します。

イ 基本施策2（協働による連携体制の充実）

《主な取組》

① 「安全・安心どさんこ運動²⁸」の普及促進

犯罪の防止のために必要な取組を進めるため、北海道や北海道警察、道内市町村などからなる北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開する「安全・安心どさんこ運動」の普及促進を積極的に進めます。

② 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催

市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会を毎年度開催します。

²⁸ 安全・安心どさんこ運動：人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための様々な活動を促し、社会に広める道民運動

《主な取組》

① （再掲）「ながら防犯」を推進するための啓発・支援【重点取組】【新規】

ランニング、散歩、花の水やり、通勤、買い物など、普段の生活の中で、気軽に無理のない範囲で防犯の視点を持って地域を見守り、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」の取組を進めていただけるよう啓発や必要な用品の支援をします。

なお、平成30年（2018年）6月に政府が策定した「登下校防犯プラン」においても子どもへの見守りとして「ながら防犯」の推進が掲げられており、この取組を推進していきます。

② 子ども110番の家・店に取り組む地域への支援【レベルアップ】

子どもが不審者などに遭遇した場合に助けを求めることができるよう、市民や事業者による「子ども110番の家」や「子ども110番の店」の設置を支援し、通学路などにおける子どもの見守り活動を促進します。

また、緊急時に子どもたちがこれらを利用しやすくなるよう「子ども110番の家」や「子ども110番の店」を地域で取り組んでいる市民と事業者が、協力・連携して子どもを見守ることができるよう支援制度の見直しを行います。

③ スクールガードの配置

子どもの通学路における安全を図るため、スクールガード及びスクールガードリーダーを配置します。

④ 「青少年を見守る店²⁹」への登録推進活動の実施

子どもを有害環境から守り、健全育成を推進するため、「青少年を見守る店」への登録推進活動を行います。



⑤ 児童虐待への対応

児童相談所や各区家庭児童相談室、小中学校や保育所、幼稚園などの子どもに関係する機関が連携を図り、児童虐待の早期発見・対応に努め、子どもや家庭への指導・援助を進めます。

²⁹ 青少年を見守る店：子どもに温かい気持ちと言葉で接するとともに、酒類やタバコ、成人向けの図書等の販売を行わないなど、青少年の健全育成に協力するお店

エ 基本施策4（女性の犯罪被害防止の取組の推進）**《主な取組》****① 女性の犯罪被害防止に向けた連携【レベルアップ】**

女性の生活、自立、就労等、女性との関わりの多い女性支援団体などと連携し、「女性の防犯ハンドブック」を配布するなどして女性の犯罪被害防止に取り組めます。

② DV 対応機関との連携

犯罪抑止の観点からも、DV被害に的確に対応するため、相談、支援等を行う関係機関と連携を強化し、DV被害の重大化防止を図ります。

オ 基本施策5（高齢者等が安心して暮らせる取組の推進）**《主な取組》****① 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進**

高齢者に接する機会が多い民生委員³⁰や介護支援専門員³¹、老人クラブ³²、町内会などの地域団体に対して、特殊詐欺や消費者被害などの防犯に関する情報を提供し、家庭訪問などの見守りの中で、犯罪などの未然防止や被害の早期発見に努めます。

② 地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動の促進

地域安全サポーターズの登録事業者のうち、地域の高齢者宅を日常的に訪問する事業者が、犯罪の未然防止の観点からの見守りや被害防止に向けた活動を行っているため、この取組を継続して促進します。

³⁰ 民生委員：地域住民の立場に立って、福祉に関する相談や支援、福祉サービスの情報の提供などを行い、それぞれの担当地域において、地域福祉推進の担い手として活動するもの

³¹ 介護支援専門員：介護・支援を必要とする者からの相談を受け、適切な介護サービスを利用できるよう、市町村・介護保険施設等との連絡調整等を行うなど、要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助を行うもの

³² 老人クラブ：「健康・友愛・奉仕」活動を基本として、仲間とともに健康づくりや趣味・文化・教養などの、生活を豊かにする活動を行う集まり

(3) 基本方針3（犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める）

ア 基本施策1（市民自らが行う環境整備の促進）

《主な取組》

① 地域の環境美化に対する支援

清掃や花壇の整備などの環境美化は、地域における防犯力の向上に寄与することから環境美化を支援します。

② 町内会が設置する防犯カメラに対する補助

防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つことから、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、その設置に係る経費を補助する制度を実施します。

③ 防犯カメラの適正な設置運用の促進

事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン³³」の普及に努めます。

④ 不適正管理空き家に関する相談体制の整備

犯罪抑止の観点からも不適正管理空き家についての相談を受けるとともに、関係部局などとの連携を図りながら、所有者に対し適切な維持管理を求めます。

イ 基本施策2（犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等）

《主な取組》

① 道路や公園等の安全性の確保

道路や公園、駐輪場などの公共空間の安全性を高めるため、街路灯の更新や周囲からの見通し確保など防犯の観点に配慮した公園や駐輪場の整備を進めます。

³³ 札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン：防犯カメラの設置・運用に関し、プライバシーの保護や市民の不安感解消を図るため、事業者等が配慮すべき事項を定め、その適正化の促進を目的とした指針（平成20年（2008年）策定）

② 良好な公共空間の維持

割れ窓理論³⁴に基づき、公共空間における犯罪を誘発する機会を減少させるため、道路や公園、駐輪場などでのゴミのポイ捨てや放置自転車などの防止を図ります。

③ 地下鉄駅及び車内における巡回警備

犯罪抑止の観点からも地下鉄駅構内及び車内の風紀及び秩序を守るため、巡回警備などにより、安全で安心な空間の保持に努めます。

ウ 基本施策3（子ども等の安全に配慮した環境整備）

《主な取組》

① （再掲）町内会が設置する防犯カメラに対する補助【重点取組】

防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つことから、町内会が通学路など地域の公共空間に設置する防犯カメラについて、設置に係る経費を補助する制度を実施します。

② 安全な学校施設等の整備

学校施設などの整備に当たっては、不審者の侵入対策など防犯上の措置を講ずるほか、屋外各部及び建物内などは周囲からの見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

③ 学校への侵入者対策

不審者などの侵入に対して、教職員や児童生徒が適切に対処するため、学校単位で作成している安全マニュアルに基づく対策を徹底します。

④ 地下鉄駅等の安全対策

子どもや女性が安全に安心して地下鉄を利用できるようにするため、駅構内の環境保持や子ども・女性に配慮した車両運行などの取組を行います。

³⁴ 割れ窓理論：1枚の割れた窓ガラスを放置すると、割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いづれ街全体が荒れてしまうという理論

エ 基本施策4（歓楽街等を対象とした環境改善）**《主な取組》****① 迷惑行為の防止**

「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（ススキノ条例）」により、歓楽街特有の迷惑行為を禁止します。

② クリーン薄野活性化連絡協議会等の取組推進

薄野地区を安全で安心な魅力あるまちとするため、クリーン薄野活性化連絡協議会をはじめとした関係機関や地元関係者などと一体となって啓発などに取り組みます。

③ 薄野地区における防犯環境の整備

薄野地区の犯罪抑止や防犯環境構築を図るため、「安全・安心なススキノ」を啓発するバナー（旗）やプランター（草花の鉢）を設置します。

④ 外国人旅行者に向けた防犯啓発【新規】

窃盗や痴漢、悪質な客引きなどの旅行中に起こりうる犯罪に遭わないための防犯対策と、被害に遭った際の警察等への届出方法について、多言語化した情報をホームページに新たに掲載します。

また、ホームページに掲載した情報をもとにリーフレット等を作成し、旅行者が立ち寄るホテルなどの宿泊施設や関係機関などへ新たに配布します。

オ 基本施策5（暴力団等の排除）**《主な取組》****① 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等排除の推進**

市の事務事業が暴力団に利益を与えることのないよう、また、公の施設が暴力団の活動に利用されることのないよう、北海道警察と連携し暴力団等に該当するかの確認や暴力団等であった場合の排除など必要な措置を講じます。

② 暴力団排除に関する活動への支援

市民や事業者が、暴力団の排除に関する活動に自主的、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民や事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

(4) 基本方針 4 (犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する) 【新規】**ア 基本施策 1 (犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発) 【レベルアップ】****《主な取組》**

犯罪被害により、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう、これらに関する情報の札幌市ホームページへの掲載や職員研修を実施するほか、新たに市民向けセミナーを開催します。

イ 基本施策 2 (総合的対応窓口における対応) 【レベルアップ】**《主な取組》**

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭わなければ経験しないような様々な対応や手続きが必要となることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、被害発生直後から直面する様々な問題について、適切な対応が円滑に図られるよう、北海道警察など関係機関との連携の充実に努めます。

ウ 基本施策 3 (犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減) 【新規】**《主な取組》**

犯罪被害者等は、犯罪等の被害が原因で、離職等による収入の途絶や、自宅の転居、家事関連等の日常生活に生じる支障を補うための負担を余儀なくされ、経済的に困窮することが少なくないことから、各種支援金の支給や住居・家事関連の費用の助成を実施し、経済的負担の軽減が図られるよう、必要な支援を実施します。

エ 基本施策 4 (犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援) 【新規】**《主な取組》**

犯罪被害者等は、犯罪等により、直接的又は間接的に精神的被害を受けることから、このような精神的被害からの回復が図られるよう医療費の助成など必要な支援を実施します。

Column④ 犯罪被害に遭うということ

ある日、突然、私が犯罪被害者等に・・・

犯罪は、いつ、どこで、誰が被害に遭うかわかりません。犯罪被害に遭うと、それまでの平穏な日常生活は一変し、たとえ事件が解決したとしても、その後も様々な問題を抱えながら暮らしていかなければなりません。

だからこそ、一人ひとりが自分のことと捉え、犯罪被害者等が置かれた状況を理解し支えていく必要があります。

ここでは、犯罪被害者等が直面する問題についてご紹介します。

犯罪被害者等が直面する様々な問題

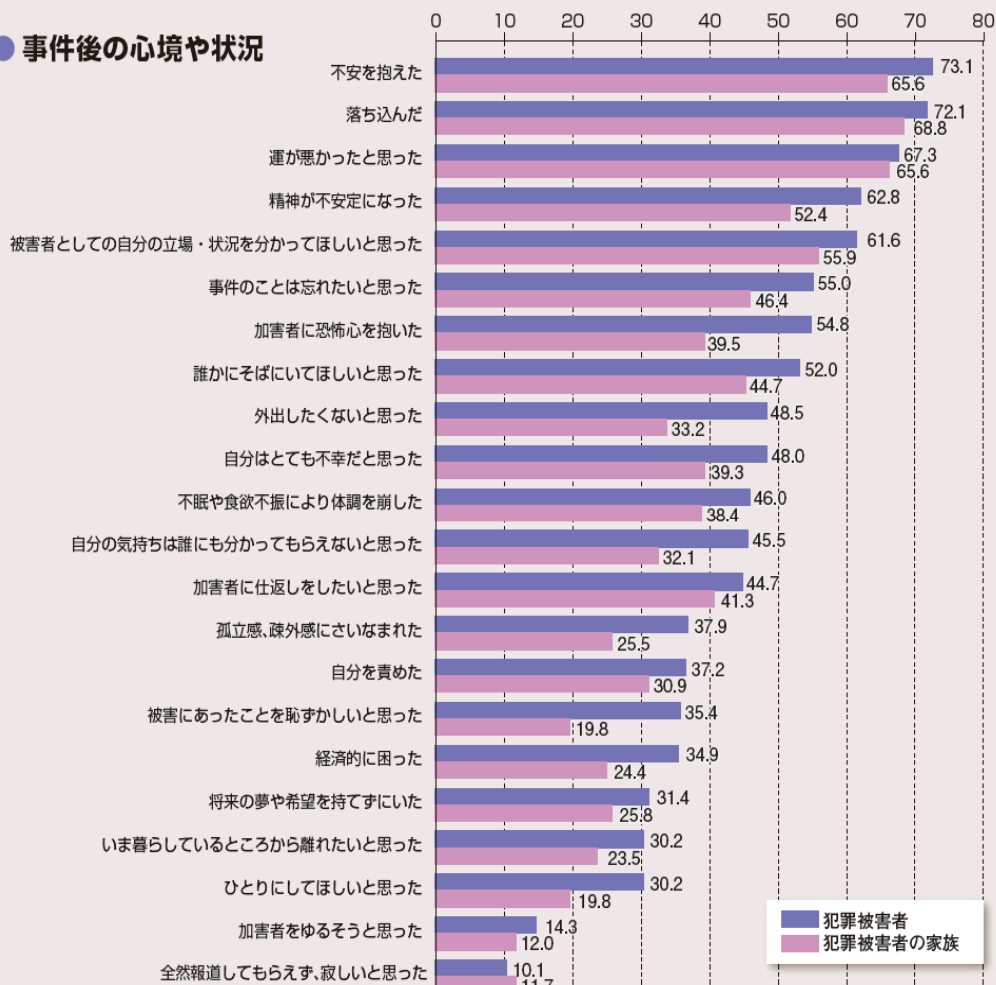
精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々によるうわさ話や取材・報道による精神的被害

● 事件後の心境や状況



※内閣府犯罪被害者等施策推進室 平成20年度「犯罪被害者等に関する国民意識調査」3-3-(1)「事件後の心境や状況」による。

第4章 計画の推進

安全・安心条例における基本理念を踏まえ、市民や事業者、北海道警察等の関係機関と連携協力しながら、活動の自主性及び地域性を尊重し、日常生活や地域活動を通じた活力あるコミュニティづくりを重視するとともに、環境やプライバシーなどの他の分野に与える影響などに十分配慮し、次のとおり第3次計画の推進を図っていきます。

1 計画の進捗管理

(1) 成果指標

第2次計画に引き続き、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために成果指標を設定します。

(成果指標1) 刑法犯認知件数	
基準値	目標
11,718件 (平成30年(2018年)※)	9,000件未満 (令和6年(2024年)※)

※ 刑法犯認知件数については、北海道警察による暦年の統計

(成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合	
基準値	目標
89% (令和元年度(2019年度))	95% (令和6年度(2024年度))

(成果指標3) 地域で防犯活動を行っている市民の割合	
基準値	目標
7.5% (令和元年度(2019年度))	25% (令和6年度(2024年度))

《成果指標の設定理由》

最良な「安全で安心なまち」とは、犯罪被害に遭う市民が一人でも少なく、かつ、市民の防犯意識も高く、多くの人が防犯活動に取り組んでいる状態だといえます。この実現に向けた必要な指標として設定しています。

(2) 重点取組・達成目標

重点テーマとして設定する「子どもの安全」の進捗状況を適切に把握するため、基本方針の中にそれぞれの重要な取組とその達成目標を設定します。

なお、安全で安心なまちづくりの中でも、市民が主体となって行う取組には犯罪の未然防止だけでなく、個人の防犯意識の向上と防犯活動の活性化という効果も併せ持っています。

こうしたことから、下記の三つの取組を重点的に推進することは、刑法犯認知件数を減少させ、自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らす市民、地域で防犯活動を行う市民を増やすことにつながることとなります。

(基本方針1の重点取組)「子ども110番の家」関連講座の開催
【達成目標】防犯関連講座の実施回数 合計10回 (令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで)
(基本方針2の重点取組)ながら防犯の推進
【達成目標】ながら防犯活動の登録人数 合計10,000人 (令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで)
(基本方針3の重点取組)町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付事業
【達成目標】町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数 500台 (令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)まで)

(3) 検証・評価等

計画期間中においては、学識経験者や公募市民などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」を定期的を開催し、計画に基づく施策の実施状況や犯罪情勢、市民アンケートなどの情報をもとに検証・評価を行います。

急激な社会情勢の変化や札幌市の施策の変更などに伴い、計画見直しの必要が生じた場合には、「犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の意見を聞きながら必要に応じて見直しを行います。

2 推進体制

- (1) 地域の代表者や北海道警察、関係団体などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会」において、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策を講じます。また、協議会の構成員による日常的な取組に関する報告や意見交換などを毎年度行うことによって、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進していきます。
- (2) 安全で安心なまちづくりの取組に係る部長職で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。

参 考 資 料

- I 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿
- II 第3次計画の策定経過
- III 「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（素案）」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方
- IV 政令指定都市における刑法犯認知件数等
- V 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
- VI 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
- VII 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例

I 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

【会長】 吉田 敏雄 北海学園大学 名誉教授

【副会長】 佐藤 邦昭 (公財) 北海道防犯協会連合会 専務理事

國本 亮 (公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター副理事長

桑原 節子 NPO 法人 女のスペース・おん 相談支援員

篠原 光征 札幌市保護司会連絡協議会 会長

田畑 隆二 北郷親栄第一町内会 会長

行方 幸代 (公社) 札幌消費者協会 副会長

馬場 暁子 北海道防犯設備士協会 副会長

水谷 真理子 北海道 CAP をすすめる会 事務局長

三谷 里美 公募

皆川 智司 公募

和田 基志 北海道絆menづくりプロジェクト 副幹事長

(五十音順・敬称略)

Ⅱ 第3次計画の策定経過

○ 第3次計画策定までの検討経過

第3次計画の策定に向けて、下表のとおりスケジュールで検討を進めました。その過程では、市が実施した「市民及び地域防犯活動団体に対するアンケート」の結果や、学識経験者、有識者、公募委員などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」からの答申をいただきました。その後、第3次計画の素案を策定し、パブリックコメントにより市民の皆様から幅広く意見をいただきました。

実施時期	札幌市の主な動向	市民・関係者等からの意見聴取等
平成30年(2018年)12月	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する庁内調査	
平成31年(2019年)1月		
2月		市民及び地域防犯活動団体アンケート
3月		平成30年度(2018年度)第2回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会
4月		
令和元年(2019年)5月		
6月		
7月		
8月		
9月	審議会に対し「第3次計画の策定について」諮問	
		令和元年度(2019年度)第1回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

実施時期	札幌市の主な動向	市民・関係者等からの意見聴取等
10月		第2回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会
11月		・第3回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 ・第2回市民アンケート
12月		
令和2年(2020年)1月	審議会からの答申	第4回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会
	庁内検討	
2月		
3月	「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」素案策定	札幌市議会財政市民委員会への報告
		パブリックコメント(計画素案の公表・市民意見の募集)
4月		
5月	「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」策定・公表	

Ⅲ 「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（素案）」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方

「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（素案）」（以下「計画（素案）」といいます。）について、市民の皆さんからのご意見を広く募集し、お寄せいただいたご意見を参考に、その一部を変更いたしました。

この度、お寄せいただいたご意見に対する札幌市の考え方をまとめましたので、計画（素案）の変更内容と併せて公表いたします。

公表に当たりまして、お寄せいただいたご意見は、趣旨が変わらない程度に要約し、同様の趣旨のものはまとめて掲載しております。

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

令和2年（2020年）3月10日（火）から4月10日（金）までの32日間

(2) 意見提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メール

(3) 資料の配付・閲覧場所

ア 札幌市役所本庁舎13階 市民文化局地域振興部区政課

イ 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

ウ 各区役所 市民部総務企画課

エ 各まちづくりセンター

オ 札幌市公式ホームページ

2 市民意見の内訳

(1) 意見提出者数・件数

10人（団体含む。）・54件

(2) 提出方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	1人	0人	0人	9人	10人

(3) 意見内容別内訳

分類	件数	
計画（素案）の全般に関すること	1	→ P 67
第1章 計画の策定に当たって	5	→ P 67
第2章 現状とこれまでの振り返り	0	
第3章 計画の構成	43	
1 計画体系	0	
2 基本施策ごとの主な取組	43	
基本方針1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	5	
基本施策1 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供	1	→ P 69
基本施策2 子どもに関する防犯力の向上	1	→ P 69
基本施策3 女性の防犯力向上	1	→ P 70
基本施策4 高齢者等の防犯力向上	2	→ P 70
基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	4	
基本施策1 地域における防犯活動の促進	0	
基本施策2 協働による連携体制の充実	0	
基本施策3 地域と一体となった子どもの見守り	3	→ P 71
基本施策4 女性の犯罪被害防止の取組の推進	0	
基本施策5 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進	1	→ P 72
基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	7	
基本施策1 市民自らが行う環境整備の促進	0	
基本施策2 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	1	→ P 72
基本施策3 子ども等の安全に配慮した環境整備	4	→ P 73
基本施策4 歓楽街等を対象とした環境改善	2	→ P 74
基本施策5 暴力団等の排除	0	
基本方針4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する	27	→ P 74
第4章 計画の推進	0	
計画（素案）に関すること以外のその他の意見	5	→ P 79
合 計	54	

3 計画（素案）の変更点

次のとおり、市民の皆さんからいただいたご意見を参考にし、計画（素案）を変更しました。

また、他のご意見についても「犯罪のない安全で安心なまちづくり」及び「犯罪被害者等に対する支援」を進めていく上で、可能な限り取り入れていきます。

【修正点】

修正箇所	計画（素案）全般
修正前	年号の表記が「元号」のみとなっている。
修正後	年号の表記を「元号」のほか「西暦」も併記する。
意見概要	本書P67・意見概要No.1

4 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

計画（素案）の全般に関すること

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1	この計画は元号表記なので、経過や数値資料比較も非常にわかりづらい。 今後、市の文書は「西暦」を併記してもらいたい。	ご指摘いただいたとおり、年号表記は、「元号」に「西暦」を併記いたします。

第1章 計画の策定に当たって

No.	意見の概要	札幌市の考え方
2	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第12条に定める「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、必要な支援を行う」ことを「基本計画」の目的に明示すること。	本計画は、「安全で安心なまちづくり」、「犯罪被害者等支援」の二つの基本的な考え方に基づいて策定しています。 「犯罪被害者等支援」については、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、安全・安心条例において犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定め、施策を進めることとしているという説明を本計画に記載しています。（計画（素案）P3） また、前計画である第2次計画では、犯罪被害者等への支援は、三つの基本方針の中の一つの施策として位置づけられていたところ、この度の第3次計画では、犯罪被害者等への支援の充実を図る観点から、「安全で安心なまちづくり」に関する三つの基本方針に並ぶ四つ目の基本方針として「犯罪被害者等への支援」を新設し、安全・安心条例第12条に基づいて施策を定める旨を記載しております。（計画（素案）P40）

No.	意見の概要	札幌市の考え方
3	<p>人間の本質的な心理を学び、市民と共有し、その学びを生かし、犯罪のないまちというより、犯罪に目が向かなくなる、その行為を選択しなくて良くなる状況、本当の意味での自分の心地よさを追求することを認め合える環境づくりをしていくことが大切である。</p> <p>札幌市の一部の管轄だけが頑張るのではなく、何が一番大事なのか根っこの本質を伝え続けること。</p>	<p>本計画は、「犯罪を誘発する機会」を減らすことが、日常生活の身近なところで発生する犯罪の防止に効果的であるという考えのもと、市民の防犯意識を高めたり、地域防犯活動を促進する取組などを総合的に実施していくために策定するものとなっております。</p> <p>一方、犯罪をした人の境遇などを改善することで犯罪を防止していく取組も、安全に安心して暮らせるまちの実現には必要不可欠であることから、いただいたご意見の取組について、札幌市では再犯防止の観点から別途検討してまいります。</p>
4	<p>基本方針1の基本施策3として掲げられている「女性の防犯力向上」について、子どもや高齢者と並んで、弱者の防犯力向上を図る趣旨は重要と考えるが、被害者側の教育と並んで、男女分け隔てなく加害者にならないための教育をすべきである。</p> <p>したがって、基本方針1に新たな基本施策として「加害者にならないための教育」を追加すべきである。</p>	
5	<p>毎年末、年金支給時期の強盗・窃盗・詐欺事件の多発は、非正規雇用増加などの「経済格差」も要因の一つとしてとらえ、防止に取り組む必要がある。</p>	
6	<p>犯罪を起こさせないようにするには、ただ監視するだけではなく、生活に困ったときに相談できる窓口の設置が必要で有益ではないのか。</p>	

第3章 計画の構成

「基本方針1」-「基本施策1 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
7	<p>「防犯」のための市民の意識向上において、犯罪被害者等の「声」を聴き、学ぶことは最も有効であることは論をまたない。</p> <p>そのため、安全・安心条例等に「犯罪被害者等の体験に学ぶ機会を積極的に確保し、防犯意識を高め、種々の活動の基軸とする」というような条項を加えるべきである。</p> <p>これに伴い、「安心・安全条例」と「被害者支援」をリンクさせることができる一つの提案がある。</p> <p>それは、北海道の現状として「声」を発している犯罪被害者は少ないことから、市は犯罪被害者の「声の掘り起こし」を行い、より多様な学ぶ機会を確保して欲しい。</p>	<p>これまで、安全・安心条例第8条の「市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。」という規定に基づき、市民の防犯意識の向上について取り組んでまいりました。</p> <p>その一定の成果として刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、現在も札幌市では多種多様な犯罪が発生しておりますので、被害に遭う人が一人でも少なくなるよう、様々な方法で市民の防犯意識の向上に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、いただいたご意見にあります「犯罪被害者の声の掘り起こし」については、犯罪被害者等が陥る状況などに関し市民が正しく理解することができるよう、新たに市民向けセミナーを開催することとしており、その内容を検討する際に、参考にさせていただきます。</p>

「基本方針1」-「基本施策2 子どもに関する防犯力の向上」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
8	<p>子どもたちにもスマートフォンが普及していることに伴い、子どもが巻き込まれる事件が非常に増えているので、対策が必要である。</p>	<p>本計画では、スマートフォン等の普及により、子どものインターネットトラブルが増加してきていることから、新たに作成する「インターネットトラブル対策ハンドブック」の配布や、中高生向けにインターネットの利用に伴う犯罪被害の防止を目的とした防犯教室の開催を予定しております。また、保護者などが防犯に対する関心を高め、子どもの防犯力を育成することができるよう、出前講座を新設いたします。</p>

「基本方針1」-「基本施策3 女性の防犯力向上」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
9	女性の防犯力向上のためには、定期的に無料の護身術教室を開催することが有効であると考えてるので、これをこの計画の取組として加えてほしい。	本計画では、女性の防犯力向上に向けた取組として、「女性の防犯ハンドブック」の配布や防犯教室の開催などを予定しております。護身術教室については、すでに北海道警察で実施されるなど、各機関の専門性を活かした講座が開催されているところであり、今後、関係機関の講座を含め、市民の皆様が必要とする情報をできる限り提供できるよう努めてまいります。

「基本方針1」-「基本施策4 高齢者等の防犯力向上」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
10	特殊詐欺については、様々な事業者が、その事業活動の中で防止に取り組む必要がある。	本計画では、特殊詐欺や消費者被害に関する情報を高齢者等が適切に得ることができるよう、様々な提供手段を用い注意喚起を行うとともに、現在実施している出前講座について、より実践的な体験ができるように内容を充実させる予定です。また、引き続き、地域の方々や事業者に特殊詐欺等の防犯に関する情報を提供し、高齢者に声かけをお願いする取組などを促進いたします。
11	高齢者に対する「特殊詐欺犯罪」について、対処方法は第一に「電話に出ない」ことしかないのではないかと。 また、特殊詐欺のターゲットになる原因などを調査し発表する必要もあるのではないだろうか。	

「基本方針 2」 - 「基本施策 3 地域と一体となった子どもの見守り」

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

参考資料

No.	意見の概要	札幌市の考え方
12	<p>ながら防犯については、具体的な活動や効果が不明であり、《防犯》の名のもとに行われる周囲監視＝市民相互監視（思想信条にもわたる）につながるおそれがある。この、ながら防犯登録については、いったい何を行うのか全く不明である。</p> <p>札幌市が今般、新規重点項目としたのは、登録した住民に腕章やベストなどを配布装着させるのだろうか。それはなおのこと、「市民監視」につながり、憲法（人権侵害）に抵触するおそれがある。</p> <p>また、これまでのいわゆる防犯活動（パンフレットの配布など）の決算と効果（費用対効果）を示してもらいたい。</p>	<p>本計画では、市民の方々がランニング、散歩、通勤、買い物などの日常活動を行う際に、防犯の視点を併せ持って地域を見守っていただく「ながら防犯」の取組を推進するための啓発や必要な用品の支援を実施する予定です。取組の実施に当たっては、市民の方々に、その趣旨や目的をプライバシーの配慮も含め正しく理解していただけるよう、普及啓発を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>防犯活動については、札幌市だけではなく、警察をはじめ、事業者や地域のボランティアの方々も含め、地域全体での取組であることから、一概に費用対効果は算出することはできませんが、ここ 10 年間で、刑法犯認知件数（計画（素案）P 9）が半減していることは、日頃の防犯活動がその減少に寄与しているものと考えます。</p>
13	<p>札幌市内・周辺の遊園地等で児童の誘拐が行われないように、啓発および第三者機関による巡回警備を行なうべきである。</p>	<p>子どもは、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することが容易ではないことから、本計画においては、「子どもの安全」を安全で安心なまちづくりにおける重点テーマとして設定しております。</p> <p>子ども自身の防犯力を高めることはもちろん、新たに実施する保護者向けの出前講座などにより、保護者等にも防犯に対する関心を高めていただき、様々な場所で犯罪被害に遭う子どもが一人でも少なくなるよう取組の一層の充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
14	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」基本施策3（地域と一体となった子どもの見守り）の《主な取組》の中に、「青少年を見守る店」をデパート、スーパーマーケット、個人商店、飲食店等も含めた全商店とする、との内容を追記してほしい。 自動販売機については、販売機の正面に防犯カメラを設置する改修を依頼してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年を見守る店」は子どもたちへの温かい声かけや、子どもに悪影響を及ぼすものは「売らない」「見せない」ようにすることで、子どもたちが健やかに安心して過ごすことができるまちづくりに協力していただくお店であり、どのようなお店でも登録可能です。現在も幅広い業種のお店にご登録をいただいているところですが、地域での青少年の健全育成のため、引き続き「青少年を見守る店」の登録推進活動を行ってまいります。 防犯カメラの設置の在り方については、今後も引き続き検討してまいります。

「基本方針2」-「基本施策5 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
15	<p>基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」基本施策5（高齢者等が安心して暮らせる取組の推進）の《主な取組》の中に、民生委員は対象者に寄り添い、家庭問題に踏み込んで対象者自身の利益と対象者の家族皆が円満に暮らせるよう尽力する、との内容を追記してほしい。</p>	<p>基本方針2の基本施策5「高齢者等が安心して暮らせる取組の推進」の趣旨は、民生委員をはじめ地域の方々、事業者等が行う高齢者の見守り活動等が、犯罪などの未然防止や被害の早期発見につながることを記載したもので、民生委員などの個別の活動の在り方までを記載する趣旨ではないことから、原案どおりの記載とさせていただきます。</p>

「基本方針3」-「基本施策2 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
16	<p>基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」基本施策2（犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等）の《主な取組》の「地下鉄駅及び車内における巡回警備」は、住民の手に負えない事態は避けたいので、「警察の補助として行う。」との内容を追記してほしい。</p>	<p>地下鉄駅及び車内における巡回警備については、札幌市営交通において対応するもので、一般の住民の方にご対応いただくことは想定しておりません。</p>

「基本方針3」-「基本施策3 子ども等の安全に配慮した環境整備」

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

No.	意見の概要	札幌市の考え方
17	<p>札幌市の防犯カメラ設置補助事業は、維持管理費やデータ管理などを町内会任せにしており、その責任を町内会に押し付けている。(類似意見1件)</p>	<p>防犯カメラの設置補助事業については、地域で行われる防犯活動への支援の一環として実施しており、あくまでも設置を希望される町内会に対し、これに係る費用の補助を行っているものです。</p>
18	<p>市民には、プライバシー侵害を憂いて、防犯カメラ設置を反対する動きもある。</p> <p>そのため、基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」基本施策3(子ども等の安全に配慮した環境整備)《主な取組》①(再掲)町内会が設置する防犯カメラに対する補助の後段に、防犯カメラの稼働は、設置場所と共に、住民の要望を配慮して柔軟にできることをする、との内容を追記してほしい。</p>	<p>町内会で防犯カメラを設置する際には、設置の意思決定に参画する方々に対して、事前に必要な情報の周知・説明を「補助金申請の手引き」で求めております。その上で、町内会の規約等に基づく手続きにより設置するなどの意思決定をしていただいております。</p>
19	<p>防犯カメラについては、札幌市は現在「設置ガイドライン」しかないが、市議会で審議決議する「条例」策定により市民のプライバシー、個人情報の保護、情報漏えい・流出の責任を明確にする必要があるのではないのか。</p> <p>体感治安不安で、「公共空間」に補助設置奨励するのではなく、札幌市の責任を明確にするべきではないのか。</p>	<p>防犯カメラの設置及び運用に関するルールを決定する際には、①防犯カメラを設置している事業者等の4割以上が既に何らかの基準を設け、ほとんどの事業者等は苦情を受けたことがないという札幌市内の状況、②様々な規模の事業所や多様な設置・撮影環境が想定されたことを踏まえ、法的拘束力がなく、適用の柔軟性に富む「ガイドライン」によることが適当であると判断しました。</p> <p>プライバシー侵害等の不適正な設置・運用の実態が確認され、何らかの規制を求める情勢が生じた場合には、更なる対応の検討も視野に入れる必要があると考えており、今後も注視してまいります。</p>

「基本方針3」 - 「基本施策4 歓楽街等を対象とした環境改善」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
20	<p>大型バス等の宣伝カーで、夜の仕事の女性の求人を街中で非常に大きな声で宣伝するのは迷惑行為として禁止すべき。</p> <p>駅前通や大通公園で、アンケートと称し、後から高額商品を送りつけたり、夜の仕事の求人を持ち掛けたりする例が頻繁に報道されているので、街頭でのアンケートを禁止すべきである。</p>	<p>路上での様々な宣伝活動等を禁止することは、健全で善良な営業活動又は市民活動の規制につながる場合もあることから、その実現には相当の必要性が求められることとなりますが、禁止する必要がある迷惑行為が市内で顕在化していないか引き続き注視するとともに、違法行為等があれば北海道警察と連携して対応してまいります。</p>
21	<p>札幌市で特徴的な「風俗犯」については、歓楽繁華街「ススキノ」の存在が大きい。</p> <p>「狸小路」とともに特徴的（特別）な場所と受け止めて、防犯を考える上でも「地域的な対処」が必要と考える。</p>	<p>「風俗犯」は、「公然わいせつ」や「強制わいせつ」が大半を占めるもので、必ずしも歓楽街、繁華街に起因する犯罪ではなく、市内の様々な地域で発生している状況にあります。その防止に当たっては、地域の実態を踏まえながら、全市的な取組として対処することが必要であると考えております。</p>

「基本方針4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」

No.	意見の概要	札幌市の考え方
22	<p>札幌市で発生する犯罪件数が減少傾向であり、特に女性の被害件数は減少傾向とされていますが、内閣府が発表している男女間における暴力に関する調査では、無理やりに性交等された被害の相談経験のうち、女性が警察に相談した割合が2.8%とされていることに鑑み、被害が顕在化していないだけであり、被害者支援の必要性は全く減少していないと考えるべきです。</p>	<p>前計画である第2次計画では、犯罪被害者等への支援は、三つの基本方針の中の一つの施策として位置づけられていたところ、この度の第3次計画では、犯罪被害者等への支援の充実を図る観点から、「犯罪被害者等への支援」を基本方針の一つとして新設したところです。また、性犯罪の被害に遭われた方の中には事件化を望まない方がいる現状も踏まえながら、関係機関と連携を図り、警察に被害届を提出していない性犯罪被害者に対しても中長期的に精神的被害の回復が図られるよう支援の充実を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
23	<p>個別の施策を実施するだけでなく、犯罪被害者の支援に特化した条例を制定する必要がある。</p> <p>(類似意見4件)</p>	<p>平成16年(2004年)に犯罪被害者等基本法が制定され、同法により、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念、国・地方公共団体の責務が明らかにされたほか、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項が定められました。</p> <p>札幌市では、安全・安心条例に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、必要な支援を行う。」という規定を置き、同法に規定される地方公共団体が行うべき施策について、札幌市が取り組んでいくことを改めて「条例」により明らかにしております。</p> <p>こうした中、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、本計画では、犯罪被害者等基本法や安全・安心条例に基づき、経済的な負担の軽減や精神的な被害の回復に向けた支援を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。</p>
24	<p>周囲の人間による心ない言動、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材及び不適切な実名報道等により生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失などの「二次被害」や、同じ加害者から再び被害を受ける「再被害」の防止に努めることは、市民や事業者にとって必要なことであり、これらを防止するための施策を盛り込んでいただきたい。</p> <p>(類似意見1件)</p>	<p>本計画では、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、札幌市ホームページへの掲載や職員研修を実施する予定です。</p> <p>さらには、市民向けセミナーでの周知啓発や、一定の要件を満たした方への転居支援を新たに実施することで、二次被害や再被害の防止を図ってまいります。</p>
25	<p>市職員が犯罪被害者の実情・問題・歴史・経緯などの「被害者学」を学び、「支援」についての研修を行う機会(単なる講演などではなくプログラムを策定して複数回のセミナー)を設けて欲しい。</p> <p>その際、講師などの人材については、道内にこだわらずに全国から選任することが重要となる。</p>	<p>これまでも、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、正しい理解と知識を持って職務に当たることができるよう、職員研修を実施しているところですが、今後、いただいたご意見も参考にさせていただきながら、研修内容の一層の充実を図ってまいります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
26	<p>第3次基本計画の実行性を担保するために、新設・補強された「給付金」等各種経済的支援事業、「被害者相談」等被害者の精神的回復支援事業の担当部署の設置と専任担当者を配置すること。</p>	<p>犯罪被害者等からの相談の総合的な対応や、経済的な負担の軽減・精神的な被害の回復に向けた支援については、市民文化局区政課が担当部署となり、必要に応じ専門職や専門機関と連携しながら、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援を実施してまいります。</p>
27	<p>犯罪被害者の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置し、各部署の横の連絡調整などを行うほか、必要に応じて被害者宅を訪問して面談等で相談に応じる体制を構築していただきたい。また、窓口には、保健・福祉等の専門職を配置し、関係機関等との円滑な連携を図るようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">(類似意見1件)</p>	
28	<p>民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、必要な支援を行っていただきたい。(類似意見1件)</p>	<p>本計画では、犯罪被害者等が被害発生直後から直面する様々な問題について、適切な対応が円滑に図られるよう、北海道警察や犯罪被害者等の支援団体との連携の充実を図ってまいります。</p>
29	<p>札幌市には「北海道」とは別に、民間主体で具体的な支援活動を行う、いわゆる『犯罪被害者等支援センター』設置を検討していただきたい。</p> <p>基本的には「支援条例」とのセットが望ましいが、全国的にも地域に根差した支援体制の構築と拡充が喫緊の課題となっていることから、既存の組織の活用を含め、「座して待つ」のではない能動的なシステムが求められる。</p>	<p>支援を必要としている犯罪被害者等に、必要な支援が届けられるよう、北海道警察や犯罪被害者等の支援団体と一層の連携を図りながら対応してまいります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
30	<p>「基本方針4」を新設して犯罪被害者等への「経済的支援」と「精神的被害回復に向けた支援」を新たに位置づけたことは、被害当事者として大変心強い。</p> <p>(類似意見3件)</p>	<p>札幌市では、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、一人ひとりに寄り添った支援に取り組み、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現を目指します。</p> <p>こうした中、本計画では、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減や精神的な被害の回復に向けた支援を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。</p>
31	<p>被害者の悲しく辛い思いは同じである。被害者や残された家族の苦しみを受け止め、助けてあげてほしい。お困りごとを聞き、寄り添ってあげてほしい。</p>	
32	<p>自宅で犯罪被害に遭い引っ越したいという人、自宅から盗まれた物が証拠品として押収されたがゆえに改めて買い直さなければならない人など、目に見えにくい間接的な支出も少なくない。できるだけ制約(使途や回数の制限など)の少ない形で犯罪被害者の支援を実施していただきたい。</p>	<p>犯罪被害者等の経済的な負担の軽減に向け、各種支援金の支給や住居・家事関連の費用の助成を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。</p> <p>これまでの審議会での議論やいただいた意見等も参考にさせていただきながら、支援の具体的な制度設計をしていきたいと考えております。</p>
33	<p>加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者が、当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行い、犯罪被害者等が有する加害者に対する損害賠償請求権の譲渡を受けるとする立替支援制度の創設を行っていただきたい。</p> <p>(類似意見1件)</p>	<p>犯罪被害者等が加害者側から損害賠償を受けていない場合は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、犯罪被害者等給付金が国から支給されます。</p> <p>また、国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得することから、いただいたご意見については、既に国で制度が整備されているものと考えております。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者が加害者の特定に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合、その活動に必要な費用の補助を行っていただきたい。 ・ 犯罪被害者が民事訴訟を行うに当たり、その負担を軽減するために、民事訴訟の期日に出席するために必要な費用又は民事訴訟の手續を傍聴するために必要な費用の補助を行っていただきたい。 ・ 加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等に対して、再度の民事訴訟の提起その他の当該請求権の消滅時効を中断させるための手續を行うために必要な費用の補助を行っていただきたい。 <p style="text-align: center;">(類似意見1件)</p>	<p>本計画では、犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減に向け、各種支援金の支給や住居・家事関連の費用を助成することに加え、犯罪等による精神的な被害の回復が図られるよう医療費の助成など必要な支援を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。これまでの審議会での議論やいただいた意見等も参考にさせていただきながら、支援の具体的な制度設計をしていきたいと考えております。</p> <p>なお、再度の民事訴訟の提起に要する費用については、国において所要の措置が講じられることが適当であるとと考えております。</p>
35	<p>市議会の財政市民委員会における「被害者給付金」は刑法39条の心身喪失による不起訴事件の被害者にも適用されるとの札幌市の答弁を基本計画に明示すること。</p>	<p>本計画では、取組内容が多岐にわたることから、基本施策ごとに、主な取組の概要までの記載とさせていただいております。</p> <p>犯罪被害者等に支給する「支援金」は新規の事業でありますので、これまでの議会での議論等を踏まえた上で制度設計し、別途改めて、公表させていただきます。</p>
36	<p>犯罪被害者等に対する精神的な被害の回復に向けた支援として、ボランティアのカウンセラーを必要期間当てることができる、としてほしい。</p> <p>絵画・音楽療法・動物セラピー等支援をできる、としてほしい。</p>	<p>犯罪の被害に遭われた方の精神的な被害の回復に向け、医療費の助成などの支援を実施することとしており、令和2年度(2020年度)から予算措置しております。これまでの審議会での議論やいただいた意見等も参考にさせていただきながら、支援の具体的な制度設計をしていきたいと考えております。</p>

計画（素案）に関すること以外のその他の意見

意見の趣旨のみ掲載させていただきます。

No.	意見の概要
37	警察行政の管理及び運営に関すること
38	5G通信電波の人体への影響に関すること
39	宗教団体に関すること
40	ビッグデータの収集に関すること
41	町内会条例に関すること

Ⅳ 政令指定都市における刑法犯認知件数等

平成30年（2018年）の刑法犯認知件数を犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）で比較すると、札幌市は20政令指定都市中13位に位置しています。

政令指定都市の刑法犯認知件数（平成30年（2018年））

市名	人口 (H30.12.1現在)	人口千人 あたりの 発生件数	順位 (参考)	刑法犯 合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
札幌市	1,966,717	5.96	13	11,718	69	1,248	7,686	375	391	1,949
仙台市	1,089,380	6.77	10	7,370	29	466	5,275	481	84	1,035
さいたま市	1,301,915	8.11	7	10,560	50	664	7,888	436	88	1,434
千葉市	977,911	8.58	6	8,394	51	468	6,260	355	89	1,171
川崎市	1,517,784	5.00	19	7,590	43	456	5,627	579	101	784
横浜市	3,740,944	4.67	20	17,464	134	1,327	12,093	1,698	223	1,989
相模原市	722,919	5.87	14	4,243	22	196	3,285	194	83	463
新潟市	800,273	6.21	12	4,968	24	361	3,570	206	38	769
静岡市	694,950	5.76	15	4,004	25	349	2,792	231	37	570
浜松市	804,931	5.24	17	4,216	18	376	2,840	200	60	722
名古屋市	2,322,250	9.69	2	22,514	118	1,729	15,680	939	173	3,875
京都市	1,469,295	7.94	8	11,660	57	724	8,624	513	143	1,599
大阪市	2,727,136	16.51	1	45,016	342	2,518	34,977	1,876	501	4,802
堺市	830,946	9.23	4	7,672	58	378	5,991	294	86	865
神戸市	1,527,390	8.78	5	13,407	94	1,522	8,656	811	162	2,162
岡山市	721,743	6.29	11	4,542	17	369	3,337	184	32	603
広島市	1,199,862	5.72	16	6,861	50	593	4,638	420	87	1,073
北九州市	945,219	6.88	9	6,505	45	796	3,967	286	109	1,302
熊本市	740,038	5.11	18	3,784	28	352	2,631	170	41	562
福岡市	1,582,154	9.43	3	14,916	80	1,152	10,870	574	255	1,985

V 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

第1章

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

第2章

(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

第3章

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

第4章

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する

参考資料

資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行わ

れるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

VI 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除

に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報収集及び提供)

第13条 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第2条第2号に規定する実施機関（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人

法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)を除く。以下「実施機関」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(札幌市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集することができる。

- 2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

Ⅶ 札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等を防止し、もって市民及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

(性風俗店等での稼働等に係る勧誘行為の禁止)

第2条 何人も、市長の指定する区域（以下「指定区域」という。）内の道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公衆が出入りできる場所又は施設（以下「公共の場所」という。）において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は接待飲食等営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項の接待飲食等営業をいう。）、特定遊興飲食店営業（同条第1項の特定遊興飲食店営業をいう。）、若しくは酒類提供飲食店営業（同条第13項第4号の酒類提供飲食店営業をいう。）、において人に接する役務に従事するように勧誘すること。
- (2) 性交若しくは性交類似行為又は自己の性器等（性器、こう門又は乳首をいう。以下同じ。）を見せ、自己若しくは他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせる行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(性風俗店等に係る誘引行為の禁止)

第3条 何人も、指定区域内の公共の場所において、不特定の者に対し、人の性的好奇心に応じて人に接する役務又はこれを仮装したものの提供について、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示し、若しくは公衆の目に触れるような方法で看板等を掲出して客を誘引してはならない。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(卑わいな広告物の掲示等の禁止)

第4条 何人も、指定区域内の公衆が見やすい屋外の場所（車両等を含む。）

又は公衆が出入りすることができる屋内の場所であって公衆の用に供する屋外の場所から容易に見える場所に、性的好奇心をそそる、人の裸体、下着姿、水着姿、制服姿等の写真若しくは絵又は文言等を掲載した看板、ポスターその他の物品であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表し、又は推測させるものを掲示し、若しくは掲出し、又は配置してはならない。

(罰則)

第5条 第2条第1項、第3条第1項又は前条の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第6条 第2条第2項又は第3条第2項の規定のいずれかに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第5条第1項又は前条第1項のいずれかの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第8条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

SAPPORO

第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画

令和2年（2020年）

5月発行

市政等資料番号	01-D01-20-995
関係部局保存期間	5年



編集・発行 札幌市市民文化局地域振興部区政課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL (011)211-2252